

横浜地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 法人税更正決定処分等取消請求事件
国側当事者・国（戸塚税務署長）
平成26年5月28日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	平岩 敬一
同	松延 成雄
同	石川 宏昭
同	芝野 彰一
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	戸塚税務署長 高田 範昭
被告指定代理人	木村 快
同	浅見 茂晴
同	箕輪 英美
同	久保 俊明
同	池田 誠
同	井越 満
同	水上 啓一

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成22年1月4日付けで原告に対し行った、平成16年9月1日から平成17年8月31日事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成22年1月4日付けで原告に対し行った、別紙1表1(3)記載の法人税の更正処分のうち、所得金額0円を超える部分、納付すべき税額マイナス7253円を超える部分、繰越欠損金の当期控除額1億3722万8905円を下回る部分及び翌期へ繰り越すべき欠損金額3億0319万8038円を下回る部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成22年1月4日付けで原告に対し行った、別紙1表1(4)記載の法人税の更正処分のうち、所得金額0円を超える部分、納付すべき税額マイナス1万6922円を超える部分、繰越欠損金の当期控除額3920万7304円を下回る部分及び翌期へ繰り越すべき欠損金額2億6399万0734円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処

分を取り消す。

- 4 処分行政庁が平成22年1月4日付けで原告に対し行った、別紙1表2(1)記載の課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、控除対象仕入税額146万99012円を下回る部分、納付すべき消費税額43万72300円を超える部分及び納付すべき地方消費税額10万93000円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 5 処分行政庁が平成22年1月4日付けで原告に対し行った、別紙1表2(2)記載の課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、控除対象仕入税額118万69863円を下回る部分、納付すべき消費税額26万54000円を超える部分及び納付すべき地方消費税額6万63500円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- 6 処分行政庁が平成22年1月4日付けで原告に対し行った、別紙1表3(1)記載の平成20年1月ないし同年5月及び同年7月の各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び各不納付加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- 7 処分行政庁が平成22年1月4日付けで原告に対し行った、別紙1表1(1)記載の法人税の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 8 処分行政庁が平成22年4月26日付けで原告に対し行った、別紙1表1(1)記載の法人税の再更正処分のうち、所得金額マイナス3億185万92291円を超える部分、課税留保金額0円を超える部分、納付すべき税額マイナス4800円を超える部分及び翌期へ繰り越すべき欠損金額4億6605万8293円を下回る部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 9 処分行政庁が平成22年1月4日付けで原告に対し行った、別紙1表1(2)記載の法人税の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 10 処分行政庁が平成22年4月26日付けで原告に対し行った、別紙1表1(2)記載の法人税の再更正処分のうち、所得金額0円を超える部分、課税留保金額0円を超える部分、納付すべき税額マイナス4821円を超える部分、繰越欠損金の当期控除額2563万1350円を下回る部分及び翌期へ繰り越すべき欠損金額4億4042万6943円を下回る部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が処分行政庁から青色申告の承認を得た上で、平成17年8月31日以降の法人税について確定申告をしてきたところ、処分行政庁が、平成22年1月4日付けで、原告に法人税法127条1項3号の事由があり、原告が支出した経費等につき否認対象があるとして、法人税の青色申告の承認の取消処分（以下「本件青色申告取消処分」という。）を行い（請求1項関連）、併せて、平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度（以下「平成17年8月期」という。）（請求7項関連）、同年9月1日から平成18年8月31日までの事業年度（以下「平成18年8月期」という。）（請求9項関連）、同年9月1日から平成19年8月31日までの事業年度（以下「平成19年8月期」という。）（請求2項関連）及び同年9月1日から平成20年8月31日までの事業年度（以下「平成20年8月期」という。）（請求3項関連）につき、法人税の更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課処分を行い、平成16年9月1日から平成17年8月31日までの課税期間（以下「平成17年8月課税期間」という。）（請求4項関連）及び同年9月1日から平成18年8月31日までの課税期間（以下「平成18年8月課税期間」という。なお、平成17年8月課税期間と平成18年8月課税期間を併せて「本件各課税期間」という。）（請求5項関連）につき消費税の更正処分並びに過少申告加算税（ただし、平成18年8月課税期間のみ）

及び重加算税の各賦課処分を行い、平成20年1月ないし5月及び同年7月分（以下「本件各月分」ということもある。）の源泉所得税について納税告知処分及び不納付加算税の各賦課処分（請求6項関連）を行い、平成22年4月26日付けで、平成17年8月期（請求8項関連）及び平成18年8月期（請求10項関連）の法人税について再更正処分を行ったのに対し、原告がいずれも事実誤認に基づく違法な処分であるとして、上記各処分の取消しを求める事案である。

1 関連法令

(1) 法人税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ）

ア 121条（青色申告）

1項 内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

一 中間申告書

二 確定申告書

（三号略）

イ 127条（青色申告の承認の取消し）

1項 121条1項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

（一号、二号略）

三 その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。 当該事業年度

（四号以下略）

(2) 国税通則法68条（重加算税）

1項 65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（同条5項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

（2項以下略）

2 基礎となる事実（当裁判所に顕著な事実、争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実。なお、引用した証拠のうち、枝番又は孫番のあるものについては、特記のない限り、枝番及び孫番を含む。以下同じ。）

(1) 当事者等

ア 原告

原告は、各種履物の販売及び修理並びに不動産の売買、仲介、賃貸及び管理等を目的とし、昭和41年12月●日に設立された会社であり、平成17年8月期ないし平成20年8月期（以下、この期間を「本件各事業年度」という。）を通じて、代表取締役は甲（以下「原告代表者」という。）であった（甲1）。原告の発行済株式は、すべて、原告代表者及びその妻が所有している（乙2ないし5）。

イ その他の関係者

（ア） 株式会社B（以下「B」という。）

Bは、昭和63年12月●日に設立され、建築意匠設計、建築構造設計、建築設備設計、建築企画、建築積算、建築監理、建築コンサルタント、不動産売買並びに仲介等を目的とする会社であったが、平成15年7月に手形の不渡りを出し、平成18年6月●日に破産手続開始決定がされ、平成23年8月●日、破産手続が終結した。同社の元代表者は、乙であった。（以上、乙9、10、33、証人丙）

（イ） 株式会社C（以下「C」という。）

Cは、昭和57年3月●日設立され、新潟市内に本店を置き不動産の売買、斡旋、仲介の業務等を目的とする会社であった（乙14の1・2）。同社は、昭和63年6月24日、東京都千代田区にW支店を設置したが、同支店は、平成4年9月30日、廃止された（平成5年3月●日登記）（乙14の2）。

Cは、平成14年12月●日、商法（平成17年法律第87条による改正前のもの。以下同じ。）406条の3第1項により解散した（乙14の1）。

Cの代表者は丁であった（乙14の2）。丁は、平成21年4月20日、死亡した。

（ウ） 株式会社D（以下「D」という。）

Dは、平成14年9月●日に設立され、不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有、管理及び利用等を目的とする会社である。丁は、同社の一人株主であり、その実質的な経営者であり、平成21年3月28日まで、同社の代表取締役であった（甲18、乙22、23）。

（エ） 有限会社E（以下「E」という。）及び戊

Eは、平成2年12月●日に設立され、土地の測量、土木工事の設計、不動産の管理等を目的とする会社であるが、平成8年6月●日、平成2年法律第64号附則19条1項の規定により解散した（乙26）。同社の代表取締役であった戊は、土地家屋調査士である（乙26、28）。

（オ） FことG

Gは、Hを通称とし、Fを屋号として、庭仕事やペンキ塗りを業とする者である（乙25。以下、同人を「F」ということもある。）。

(2) 本件青色申告取消処分等

ア 青色申告の承認

原告は、昭和42年1月31日、処分行政庁に対し、青色申告の承認申請書を提出し、この申請は、法人税法125条により承認があったものとみなされた。

イ 本件青色申告取消処分

処分行政庁は、平成22年1月4日付けで原告が平成17年8月期において、Bに対して

支払ったとする売上原価のうち、以下のものが法人税法１２７条１項３号に該当するとして、本件青色申告取消処分をした。

(ア) 「X構造計算及び設計料１８３７万５０００円」(以下「Uの費用」といい、上記土地を併せて「Uの物件」という。)

(イ) 「Iマンション礼金として５２５万円」(以下「Iの費用」といい、上記マンションの敷地である川崎市麻生区所在の土地を「Iの物件」という。)

ウ 原告は、本件青色申告取消処分に対し、平成２２年２月２２日、異議申立てをしたが、同年４月２２日、原告の異議を棄却する旨の異議決定がされた。

原告は、平成２２年５月１８日、審査請求をしたが、平成２３年４月２２日、原告の審査請求を棄却する旨の裁決がされた。

(3) 課税の経緯

処分行政庁は、平成２２年１月４日付けで、別紙１表１(1)ないし(4)のとおり、本件各事業年度について更正処分及び加算税の各賦課決定を行い、同年４月２６日付けで、別紙１表１(1)、(2)のとおり、平成１７年８月期及び平成１８年８月期について再更正処分(以下、これらの更正処分及び再更正処分を併せて「本件法人税各更正処分」という。)を行った。処分行政庁は、平成２２年１月４日付けで、別紙１表２(1)、(2)のとおり、本件各課税期間について消費税及び地方消費税の各更正処分(以下、併せて「本件消費税等各更正処分」という。)、別紙１表３(1)のとおり、平成２０年１月ないし５月及び同年７月分についての源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分(以下、併せて「本件各納税告知処分」という。)及びこれらに係る加算税の各賦課決定処分(以下、本件法人税各更正処分に係る上記各賦課決定と併せて「本件各賦課決定」ということもある。)を行った(以下、上記各処分を併せて「本件各処分」という。)

課税の経緯は、別紙１の各表記載のとおりであり、課税の根拠は、別紙２記載のとおりである。

3 争点

(1) 本件青色申告取消処分及び平成１７年８月期に関する法人税再更正処分等の根拠となったBに対する別表２－１①及び②の支払の有無(争点１)

(2) 平成１７年８月期に関する法人税再更正処分等の原因となったその余の事実の有無(争点２)

具体的には、以下の事実の有無が争われている。

ア Cに対する別表２－１③ないし⑤の支払

イ Dに対する別表２－１⑥及び同⑨の支払

ウ Eに対する別表２－１⑦の支払

エ 戊に対する別表２－１⑧の支払

(3) 平成１８年８月期に関する法人税再更正処分等の原因となった事実の有無(争点３)

具体的には、以下の事実の有無が争われている。

ア Bに対する別表２－２①ないし④の支払

イ Cに対する別表２－２⑤ないし⑧の支払

ウ Fに対する別表２－２⑨ないし⑫の支払

エ Eに対する別表２－２⑬の支払

オ 戊に対する別表２－２⑭及び⑮の支払

(4) 平成19年8月期に関する法人税更正処分等の原因となった事実の有無（争点4）

具体的には、以下の事実の有無が争われている。

ア Bに対する別表2-3①の支払

イ Cに対する別表2-3②及び③の支払

ウ 原告代表者に対する別表2-3④の支払利息割引料の支払

(5) 平成20年8月期に関する法人税更正処分等の原因となった原告代表者に対する別表2-4①の支払利息割引料の支払の有無（争点5）

(6) 平成20年1月ないし5月及び同年7月分の源泉徴収に係る所得税についての納税告知処分の原因となった事実の有無（争点6）

4 争点1（本件青色申告取消処分及び平成17年8月期に関する法人税再更正処分等の根拠となったBに対する別表2-1①及び②の支払の有無）に関する当事者の主張の骨子

(1) 被告

ア 原告は、平成17年8月期の売上原価に、Uの費用1837万5000円を計上した（別表2-1①）。また、原告は、同期の売上原価に、Iの費用525万円を計上した（別表2-1②）。

イ しかしながら、Bは、平成15年7月に手形不渡りを出し、同月従業員を解雇しており、その後は大規模な仕事ができる状態でなくなり、平成18年6月●日には、破産手続開始決定がされた。Bのこのような状況にかんがみると、上記金員は、架空損金であるというべきである。

ウ 原告は、上記金員が、Bの丁に対する債務と精算処理された旨を主張する。しかしながら、当時、Bが倒産状態にあったことにかんがみると、同社が、業務を行うために必要な資金繰りを考慮せず、相殺処理という現金収入が全く得られない支払方法で原告の仕事を請け負ったとは考え難いし、Bに対する債権者が複数存在していた状況の下で、Bが丁に対する債務を優先して弁済する理由があったとも考え難い。

エ 原告は、本件青色申告取消処分が違法で、取り消されるべきである以上、これを前提とする本件各処分も違法となり、取り消されるべきである旨を主張する。しかしながら、その法的根拠は明らかでなく、理由がない。

(2) 原告

ア Uの費用（別表2-1①）について

(ア) 原告は、平成15年7月●日、Uの物件及び同地上の建物を競落し、同年11月19日、神奈川県平塚土木事務所長に対し開発許可申請をし、同月●日、許可を得た。さらに、原告は、二度にわたり、同開発行為の変更許可を得た。

(イ) 原告は、これらの開発許可申請手続及び設計図面の取りまとめを有限会社J（以下「J」という。）に依頼したが、Jは、同事業の規模が大きく、自分だけですべてを受け持つことはできないと述べたので、原告は、遊水池の構造計算及び構造図面、給排水計画、設計監理等の重要部分をBに依頼した。そして、平成16年6月ころまでには成果物を受け取り、設計料として、Jに対し平成16年7月12日、300万円を、Bに対し構造計算及び設計の費用として同年10月22日、1837万5000円（消費税相当額を含む。）を支払い、領収証を受け取った。これがUの費用である。ただし、開発許可申請手続は、すべてJの名を使って行われた。

(ウ) このように、原告が実際に事業を行い、Bに依頼した業務の成果物及びBの実印が押印された領収証が存在することから、原告のBに対する支払があったことが明らかである。

イ Iの費用(別表2-1②)について

(ア) 原告は、平成15年2月●日、Iの物件を競落した。

原告は、平成15年4月1日、同土地について開発行為事前審査申請をし、同年8月●日、宅地造成許可及び開発許可を得て、同年9月●日、マンションの建築確認を得て、平成17年7月15日、同土地を、建築確認付きの土地として、設計図書とともに売却した。

(イ) 原告は、平成15年4月ころ、株式会社K(以下「K」という。)に対し、上記開発に係る許認可の取得や建物の設計を報酬1000万円で依頼した。しかしながら、Kは、Iの物件のような急傾斜地にマンションを建設する設計の経験がなかったため、Bに対し、基本設計を含む設計全般及び平均地盤の算定、土圧計算、傾斜地を利用した容積緩和等の建物の構造の総合監修等を依頼した。原告は、Kの話を聞いて、予定の報酬1000万円のうち500万円をBに対し直接支払うことを約し、平成15年中に基本設計を受け取り、Kに500万円を支払い、平成17年8月にBの総合監修が終了したことにより、同年8月10日、Bに対し報酬として525万円を支払った。これがIの費用である。

ウ なお、原告は、当時、丁に対し、Bに対する支払を一任しており、原告代表者が丁に対して有する債権と、丁のBに対して有する債権を適宜精算処理して、Bに対する支払に充てていた。すなわち、原告代表者は丁に対し小口の貸付けを繰り返した結果、平成16年当時、1億5000万円を超える債権を有していた。一方、丁はBに対し、数千万円ないし数億円の債権を有していた。そこで、原告は、丁のBに対する債権とBの原告に対する報酬債権とを対当額で消滅させ、その分、原告代表者の丁に対する債権を消滅させ、同額を原告代表者が原告に貸し付けることによって、原告がBに対して報酬を支払うのと同じ経済的効果を実現することとした(以下、このような弁済方法を「原告主張の支払方法」ということもある。)

原告は、このようにして、Bの成果物に対し、平成16年10月22日ころに、Uの費用1837万5000円を支払った。なお、原告代表者は、その際、丁に対し、Bへの支払に充てるために現金300万円を交付した。丁がこれを全額Bに交付したのか、それとも一部又は全部を取得し、代わりに、自己のBに対する債権を消滅させることでBとの間の精算をしたのかは、原告の知るところではない。

エ 以上のとおり、本件青色申告取消処分は違法であり、取り消されるべきであるので、同処分を前提とする本件各処分も違法となり、取り消されるべきである。

5 争点2(平成17年8月期に関する法人税再更正処分等の原因となったその余の事実の有無)に関する当事者の主張の骨子

(1) 被告

ア Cに対する別表2-1③ないし⑤の支払

原告は、平成17年8月期の売上原価に、Cに対するIの物件の近隣対策費及び調査費500万円及び1000万円を計上した(別表2-1③及び④)。

また、原告は、Cに対する神奈川県秦野市Oの物件(以下「Oの物件」という。)に係る売上原価として500万円を計上した(別表2-1⑤)。

しかしながら、Cは、そのW支店を平成4年9月30日に廃止し、平成14年に解散したので、平成17年8月期において、Cが、上記W支店所在地又はその余の場所で事業を行っ

ていたとは認められない。また、○の物件に係る支払については、領収証が存在しない。したがって、これらは架空損金であるというべきである。

イ Dに対する別表2-1⑥及び同⑨の支払

原告は、Dに対するUの物件の土地売買手数料1890万円を計上した(別表2-1⑥)。また、原告は、Dに対する横浜市戸塚区Lビル(以下「Lビル」という。)の売買手数料1億0500万円を計上した(別表2-1⑨)。

これらについては領収証が存在するものの、原告の平成17年8月期の総勘定元帳において、これらの物件に係る売上げないし仕入れが計上されておらず、同社の従業員も、税務調査において、これらの取引はしていないと思う旨を述べているので、同社がこれらの物件を売買したと認められない。

したがって、これらは架空損金であるというべきである。

ウ Eに対する別表2-1⑦の支払

原告は、Uの物件の売上原価として、Eに対する825万6000円の支払を計上した(別表2-1⑦)。

しかしながら、Eは、平成8年6月●日解散しており、また、上記支払に関する領収証がないので、同社に対する支払があったといえない。したがって、これは架空損金であるというべきである。

エ 戊に対する別表2-1⑧の支払の有無

原告は、戊に対するUの物件の測量合分筆、地積更正、境界確定業務の代金861万円を計上した(別表2-1⑧)。

しかしながら、戊が発行した領収証は原告代表者に言われたとおり記載したものであり、金員の授受を伴うものではない。また、領収証の日付ころ、戊の口座に領収証に相当する金額の入金はない。したがって、これは架空損金であるというべきである。

(2) 原告

ア Cに対する別表2-1③ないし⑤の支払の有無

Cの経営者であった丁は、Cの消滅後も、個人の取引に関して、C又はCW支店の名称を通称として使用し、その印章を使用していた。

○の物件に係るCに対する支払は実際に行われており、丁が領収証をたまたま紛失したにすぎない。

イ Dに対する別表2-1⑥及び同⑨の支払

被告は、原告がDに対しUの物件及びLビルの物件について売買手数料を計上した旨を主張するが、原告は、これらの物件を売買したのではなく、Dを下請として、売買の仲介をし、Dに対し、手数料を支払ったのである。

ウ Eに対する別表2-1⑦の支払

Eは、戊の屋号であるので、同名の法人の存否は問題でない。

エ 戊に対する別表2-1⑧の支払

戊に対しては、同人の求めに応じて、前倒しで現金による分割払をすることが多かった。同人は、原告から受け取った金員を借入金や未払金の支払に充てていたのであるから、預金口座に入金する余裕はなかったはずである。

6 争点3(平成18年8月期に関する法人税更正処分等の原因となった事実の有無)に関する

当事者の主張

(1) 被告

ア Bに対する別表2-2①ないし④の支払

(ア) 原告は、Bに対する横浜市戸塚区Pの物件（以下「Pの物件」という。）に関する業務委託料4355万円（別表2-2①）、建物意匠設計販売に関するアドバイス料1670万8650円（別表2-2③）及び設計料及び設計監理料2901万3600円（別表2-2④）を計上した。

また、原告は、Bに対する横浜市旭区Qの物件（以下「Qの物件」という。）の業務委託料5211万円（別表2-2②）を計上した。

(イ) しかしながら、これらの支払に係る契約書や領収証におけるBの記名印は、同社が使用していたものと異なる。契約書の形式も同社が使用していたものと異なる。しかも、当時のBは、従業員を全員解雇し、大規模な業務を受託することが困難であった。

さらに、Pの物件について委託された業務の内容は、Bの業務内容と異なる。報酬の支払方法も業務の進捗状況に応じたものではなく、かつ、役務の提供から相当長期間経過後のものであり、不自然である。

したがって、これらは架空損金であるというべきである。

イ Cに対する別表2-2⑤ないし⑧の支払の有無

(ア) 原告は、Cに対する業務委託契約書に基づく報酬料3827万5900円（別表2-2⑤）及び同2526万1950円（別表2-2⑥）を計上した。

また、原告は、Cに対するQの物件の報酬料契約金1000万円（別表2-2⑦）及び報酬料残金5060万円を計上した（別表2-2⑧）。

(イ) これらについては、平成18年3月27日付けの原告とCW支店との間の業務委託契約書が存在する。しかしながら、Qの物件は、原告が平成18年3月●日、競売で取得し、同年7月25日、訴外の会社に譲渡したものであり、その間、Cが関与した形跡はうかがわれない。

さらに、前記のとおり、Cは、そのW支店を平成4年9月30日に廃止し、平成14年に解散したので、平成18年8月期において、Cが事業を行っていたとは認められない。

(ウ) なお、原告は、平成15年9月1日から平成16年8月31日までの事業年度から平成18年8月期までの間、上記支払をいずれも原告代表者個人からの長期借入金で経理処理しており、その金額は累計で6億6453万5350円に及ぶが、原告代表者個人の預金口座からこれらの支払に対応するような支出があった形跡はなく、原告代表者個人がこれらの支払に相当する現金を保有していたと認めることもできない。

(エ) したがって、これらは架空損金であるというべきである。

ウ Fに対する別表2-2⑨ないし⑫の支払の有無

(ア) 原告はFに対する横浜市保土ヶ谷区Rの物件（以下「Rの物件」という。）の土木工事着手金として1500万円（別表2-2⑨）及び同残金として1520万3250円（別表2-2⑩）を計上した。

これらについては、工事請負契約書及び領収証が存在するが、税務調査において、Fは、領収証に記載された文字の筆跡は小切手をふだん作成している者の筆跡ではなく、記名印及び印鑑もチェキライターの印字も異なり、原告から工事代金を受領したこともない旨

述べている。

- (イ) また、原告は、Fに対するQの物件の土木工事着手金として200万円（別表2-2⑩）及び同残金として325万円を計上した（別表2-2⑫）。

これらについて、工事請負契約書及び領収証があるが、Fが同土地の取得又は開発に関与した形跡はうかがわれない。

- (ウ) したがって、これらは架空損金であるというべきである。

エ Eに対する別表2-2⑬の支払の有無

原告は、Pの物件の売上原価として、Eに対する787万5000円の支払を計上した（別表2-2⑬）。

しかしながら、Eは平成8年に解散した。また、同支払について、領収証がない。したがって、これは架空損金であるというべきである。

オ 戊に対する別表2-2⑭及び⑮の支払の有無

- (ア) 原告は、戊に対するPの物件に係る道路台帳作成、地積更正、表示登記業務の代金として783万3000円を計上した（別表2-2⑭）。

また、原告は、戊に対するRの物件に係る現況図、高低測量、境界確定業務の代金として972万3000円を計上した（別表2-2⑮）。

- (イ) しかしながら、戊が発行した領収証はいずれも同人が原告代表者に言われたとおり記載したものであり、金員の授受はない。また、領収証の日付ころ、同人の口座に当該領収証記載の金額に見合う入金はない。したがって、これらは架空損金であるというべきである。

(2) 原告

ア Bに対する別表2-2①ないし④の支払の有無

前記のとおり、Bは、平成15年以降も活動していたし、億単位の土地取引もしていた。そして、Bの押印がある領収証があることから、Bに対する支払があったことが明らかである。

イ Cに対する別表2-2⑤ないし⑧の支払の有無

- (ア) 丁は、Cの消滅後も、個人の取引に関して、C又はCW支店の会社の名称を通称として使用し、その印章を使用していた。

- (イ) そして、丁は、原告が平成18年7月25日にQの土地を転売するまで、委託された業務を継続し、土地が転売された後、報酬の支払を受けた。

原告は、Qの土地以外にも、丁に対し、土地に関する販売業者の調査選択、その他の調査、近隣対策等を委託していた。

- (ウ) これらの支払は、原告の丁又はCに対する債権と相殺する方法で行われていた。

ウ Fに対する別表2-2⑨ないし⑫の支払の有無

原告は、Qの土地を転売するまで、Fに対し、その業務に係る報酬を支払った。

また、Rの物件の土木工事に係る支払に関しては、現に土木工事が行われていることから、原告が工事代金に相当する支出をしたことが推認される。

エ Eに対する別表2-2⑬の支払の有無

Eは、戊の屋号であるので、同名の法人の存否は問題でない。

オ 戊に対する別表2-2⑭及び⑮の支払の有無

原告は、戊の求めに応じて、前倒しで現金による分割払をすることが多かった。戊は、原告から受け取った金員を借入金や未払金の支払に充てていたのであるから、預金口座に入金する余裕はなかったはずである。

7 争点4（平成19年8月期に関する法人税更正処分等の原因となった事実の有無）について

(1) 被告

ア Bに対する別表2-3①の支払の有無

原告は、Bに対する横浜市南区Sの物件の業務委託料1492万円を計上した（別表2-3①）。

これについては、平成17年1月30日付けの業務委託契約書があるが、これに用いられた記名印は、同社が使用していたものと異なる。契約書の形式も、同社が使用していたものと異なる。

また、同業務委託契約書は、Bが業としていたマンションの意匠設計と異なる業務を内容とするものである。

さらに、Bの平成15年7月以降の前記状況に照らすと、Bと原告が同業務委託契約書に記載された内容の契約を締結するとは考えられない。

したがって、これは架空損金であるというべきである。

イ Cに対する別表2-3②及び③の支払の有無

原告は、Cに対する横浜市神奈川区Tの物件の報酬料1000万円（別表2-3②）及び2000万円（別表2-3③）を計上した。

この取引については、平成18年4月17日付けの原告とCW支店との間の業務委託契約書がある。しかしながら、同土地の開発申請自体が、昭和37年8月以降行われていない。また、前記のとおり、Cが当時事業を行っていたとは認められない。

したがって、これらは架空損金であるというべきである。

ウ 原告代表者に対する別表2-3④の支払利息割引料の支払の有無

原告は、原告代表者に対する支払利息割引料3172万5344円を計上した（別表2-3④）。

しかしながら、これは、架空の不動産仕入高を計上するに当たり、その相手勘定を原告代表者からの借入金として経理処理し、当該借入金に対する支払利息として計上していたものであり、架空の借入金に対する支払利息であるので、損金に算入されない。

(2) 原告

被告が挙げる不動産の仕入れは、いずれも実在した。

8 争点5（平成20年8月期に関する法人税更正処分等の原因となった原告代表者に対する別表2-4①の支払利息割引料の支払の有無）について

(1) 被告

原告は、原告代表者に対する支払利息割引料3454万7546円を計上した（別表2-4①）。

しかしながら、これは、架空の不動産仕入高を計上するに当たり、その相手勘定を原告代表者からの借入金として経理処理し、当該借入金に対する支払利息として計上していたものであり、架空の借入金に対する支払利息であるので、損金に算入されない。

(2) 原告

被告が挙げる不動産の仕入れは、いずれも実在した。

9 争点6（平成20年1月ないし5月及び同年7月分の源泉徴収に係る所得税についての納税告知処分の原因となった事実の有無）について

(1) 被告

原告は、平成19年8月期において、原告代表者からの長期借入金に係る支払利息6836万5004円を計上し、これを損金の額に算入して法人税の確定申告を行った（別表3）。

しかしながら、上記支払利息には、前記のとおり、架空借入金に係る支払利息が含まれているところ、架空借入金に係る支払利息は、借入金に対する利息の支払であるとは認められず、原告代表者に対する経済的利益の供与、すなわち、所得税法28条1項に規定する給与等と認められる。そして、このような給与等があらかじめ定められた支給基準に基づいて、規則的に反復又は継続して支払われたものでないことからすると、原告から原告代表者に対する臨時的な給与であって賞与に該当する。

したがって、原告は、賞与に該当すると解される部分の支払の際、所得税法186条1項1号イの規定に基づき計算した源泉所得税を徴収し、同法183条1項に基づきその徴収する日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならない。

なお、原告は、平成19年8月期末では、上記支払利息の全額を未払費用としていたが、平成19年9月3日以降、原告代表者に対し支払っており、平成19年9月から平成20年7月までの間に支払った金額の合計は6184万0004円である。このうち、2555万4713円が架空借入金に係るもので、原告代表者に対する賞与であると認められる。

(2) 原告

Bとの取引等は実在し、架空借入金に係る支払利息はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件青色申告取消処分及び平成17年8月期に関する法人税再更正処分等の根拠となったBに対する別表2-1①及び②の支払の有無）について検討する。

(1) 被告は、Uの費用が架空損金である旨を主張するので検討する。

ア 基礎となる事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、平成15年7月●日、Uの物件について横浜地方裁判所小田原支部による売却許可決定を受け、同年9月●日、同年8月●日競売による売却を原因とする所有権移転登記を受けた（甲4、弁論の全趣旨）。

(イ) 原告は、平成15年11月●日付けで、神奈川県平塚土木事務所長から、Uの物件について、開発行為許可を受けた（甲4の19）。

(ウ) 原告は、Uの物件について、平成16年2月●日付けで、施工業者の変更等を内容とする開発行為変更許可を受けた上、同日、開発行為に着手した（甲4の20～22）。

(エ) 原告は、平成16年4月12日付けで、雨水調整池の容量及び構造の変更等を内容とする開発行為変更許可申請をし、同月●日付けで許可を受けた（甲4の23・24）。

(オ) 原告は、平成16年6月4日付けで、開発行為に関する工事の検査済証の交付を受けた（甲4の25）。

(カ) 原告は、平成16年7月12日、Jに対し、Uの物件の開発工事設計料として、300万円を支払った（甲4の27）。

(キ) 原告は、平成16年7月、Uの物件の分譲を開始し、同年12月10日に全区画の販

売が完了した（甲４の２６・２８～３２・３７・３８）。

イ 原告は、Ｕの物件の遊水池の構造計算、構造図面、給排水計画、設計監理等設計や図面作成の重要部分をＢに依頼し、平成１６年６月ころまでに成果物を受け取り、Ｂに対し、同年１０月２２日、Ｕの費用１８３７万５０００円を支払った旨及びその支払は丁に３００万円を交付し、残額は丁のＢに対する債権を消滅させることで支払に代えることとした旨を主張する。

上記認定事実によれば、原告は、Ｕの物件について、宅地造成を行った上で分譲したことが認められる。また、甲４によれば、これについて、いずれかの者によって調整池容量の計算がされ、複数の様式による図面が作成されたことが認められる。さらに、甲２及び弁論の全趣旨によれば、平成１６年１０月２２日付けのＢ名義の領収証には、ＢがＵの費用として１８３７万５０００円を領収した旨の記載があり、Ｂの記名押印があることが認められる。

ウ しかしながら、上記図面の一部がＢによって作成されたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

この点に関し、Ｊの代表者の陳述書である甲４の３３・３４には、Ｊは、平成１５年９月末ころ、原告の担当者からＵの物件について開発許可申請に必要な図面の作成依頼を受けたが、その後、遊水池の構造計算、構造図面、設計監理、近隣対策等は別の業者が行うこととなり、原告の担当者がＪにこれらの図面を交付した旨の記述があり、甲２４にもこれに沿う部分がある。しかしながら、甲４の３３には、Ｊの代表者は、Ｂの者と会ったことはなく、原告の担当者と相談して仕事を進めていた旨の記述もあるので、これによって、直ちに、Ｂが上記図面の一部を作成したと認めることはできない。

また、原告代表者の供述には、上記イの主張に沿う部分があるが、同供述によれば、原告代表者は、業務を原告の担当者にゆだねていたのであるから、同供述によっても、直ちに、Ｂが上記図面の一部を作成したと認めることはできない。

かえって、乙１２、３３及び弁論の全趣旨によれば、Ｂが平成１５年７月ころに従業員を全員解雇したことが認められることと、乙３３及び証人丙によればＢの代表者自身が図面の作成に必要なＣＡＤ（コンピュータ支援設計）の技術を習得したのは平成２０年ないし平成２１年ころであり、平成１６年当時はこれを習得していなかったことが認められることからすると、Ｕの物件に係る業務が行われた当時、Ｂが建築事務所として、ＣＡＤを用いて図面を作成する能力を有していなかったことが認められる。

この点に関し、原告は、Ｂの代表者が第三者に依頼して図面を作成させることは可能であった旨主張し、甲２６ないし２８及び証人丙の供述には、ＣＡＤの技術のない建築士であっても第三者に依頼する方法で図面を作成することがあり、現に、Ｂが手形の不渡りを出した後も、同社の代表者は、ほかの会社の名義で業務の委託を受けていたとする部分がある。しかしながら、原告主張の支払方法の下では、Ｂに現金収入はなく、Ｂが第三者に作業を依頼するために必要な費用を調達できたと考え難い。したがって、これらの証拠は、上記認定を妨げるものではない。

そうすると、原告がＵの物件の開発行為をし、それに関する図面等の成果物があるとしても、そのことから直ちにＢに対するＵの費用が発生したと認めることはできない。

エ 平成１６年１０月２２日付けのＢ名義の領収証から、原告がＢに対しＵの費用を支払ったことが認められるかどうかを検討する。

(ア) 基礎となる事実、甲 1 9 ないし 2 3、乙 9 ないし 1 2、3 3、証人丙及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a Bは、平成 1 2 年ないし 1 3 年ころ、原告に対し不動産売買を紹介し、契約上も原告に対する転売人として介在したことがあり、その後も、Bの代表者が無償で、原告が取引を検討していた不動産の下調査に赴いたことなどがあった。また、Bは、平成 1 5 年 6 月、原告代表者から持ちかけられて、同人の子が経営する会社からマンション用地を購入したこともあった。

b Bは、霊園開発に携わったことなどにより資金繰りが逼迫したことから、金融業者であるMに対し、資金調達を依頼しており、同人らに対し、融通手形を振り出したこともあった。Bは、平成 1 3 年か 1 4 年ころ、Mの紹介で丁と知り合った。

Bが振り出した手形には、M又は丁から原告に裏書譲渡されたものもあった。また、そのほかにも、Bが振り出した手形で、原告が所持するものがある。

c Bは、平成 1 5 年 7 月に手形の不渡りを出し、平成 1 8 年 6 月●日に、債権者の申立てにより、破産手続開始決定がされた。

(イ) さらに、乙 1 0、1 1、3 3 には、BがMに資金調達を依頼した際、同人に求められて、日付欄や金額欄が白地の小切手、手形又は領収証を交付しており、領収証だけでも 2 0、3 0 枚となり、その一部が、Mから、同人と行動を共にしていた丁又は同人を通じて仲の良い知り合いだった原告代表者にわたった可能性があるとする部分がある。そして、甲 2 2、2 3 によれば、原告は、支払日を平成 1 4 年ないし 1 5 年内の日とする受取人欄白地の約束手形 1 1 通（金額合計 4 7 5 0 万円）及び振出日を平成 1 5 年 8 月ないし 9 月の日とする持参人払の小切手 4 通（金額合計 2 6 0 万円）を保有していることが認められ、仮にBが正常な取引に基づいてこれらの約束手形ないし小切手を振り出したのであれば、それが取り立てられないまま保管されていることは想定し難い。

のみならず、乙 2 5、2 8 及び弁論の全趣旨によれば、Bと同様、原告から仕事を受注していたFは、原告に対するF名義の領収証の作成やそれに係る原告からの支払の存在を否定しており、また、Bと同様、原告から仕事を受注していた戊は、原告に言われたまま領収証を作成したが、それに係る支払があったことを否定していることが認められ、原告から仕事を受注していたほかの業者名の領収証にも実体のないものがあったことが認められる。

これらの事情に加え、後記のとおり、甲 2 4 及び原告代表者の供述には原告がBに対する支払を丁にゆだねていたとする部分があることからすると、B名義の前記領収証は、M、丁又は原告に求められて作成された実体のないものであった可能性を否定できない。したがって、前記領収証から直ちにBに対しUの費用が支払われたと認めることはできない。

(ウ) 原告は、Bに対する支払を丁にゆだねており、Uの物件に係る支払のために丁に 3 0 0 万円を交付し、残額は丁のBに対する債権を消滅させることで支払に代えることとした旨を主張する。そして、甲 2 4 及び原告代表者の供述にはこれに沿う部分があるほか、甲 1 9 ないし 2 3 及び弁論の全趣旨によれば、原告が、丁又はC作成の借用証等、約束手形、小切手等を保有していることが認められる。

しかしながら、原告主張の支払方法の下では、原告代表者と丁との間及び丁とBとの間で、収支計算が行われ、債権残高が明らかにされなければならないはずであるが、原告代

表者の供述によると、原告代表者と丁との間の貸借関係に係る収支計算が行われておらず、その正確な残高も明らかでないことが認められ、丁とBとの間の貸借関係についても、収支計算がされ、残高が確定されていた形跡はうかがわれない。さらに、原告代表者の供述によれば、上記借用証等、約束手形、小切手等に係る債権に関しても、収支計算や債権の管理がされていなかったことが認められる。このような状況に照らすと、上記当事者間に、単なる道義上の貸し借りを超えて、法的な債権債務関係が存在し、それと精算し得る法的な反対債権の発生が想定されていたかどうか疑問が残る。

かえって、原告主張の支払方法のような三者間の精算は、三当事者間の合意によって行われる必要があると解されるところ、基礎となる事実、乙9ないし12及び弁論の全趣旨によれば、Bは平成15年7月に手形が不渡りになり、従業員を全員解雇し、賃料不払により事務所の立ち退きを求められ、平成18年6月●日には破産手続が開始されたことが認められるのであり、このような状況にあったBが、実際に業務を行ったにもかかわらず、現金による支払を伴わない取引に応じるべき合理的な理由があったとは考え難い。したがって、原告、丁及びBとの間で、原告主張の支払方法が合意され、それによりUの費用が支払われていたと認めることはできない。

オ 以上に加え、乙10、11及び弁論の全趣旨によれば、原告とBは、平成17年1月30日、同年5月18日及び平成18年3月15日等にほかの物件について業務委託契約書を作成したことが認められるにもかかわらず、Uの物件について見積書又は業務委託契約書が作成された形跡はうかがわれないことなどを考慮すると、BがUの物件の開発行為に関与していたかどうか明らかでなく、また、仮に関与していたとしても、それが報酬支払の合意に基づくものであり、その支払が行われていたと認めることはできない。そして、それにもかかわらずUの費用が原告の売上原価として計上されたことは、取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由がある場合に当たるといふべきである。Uの費用に関する被告の主張は理由があり、原告の主張は採用できない。

(2) 被告は、Iの費用が架空損金である旨を主張するので検討する。

ア 基礎となる事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、平成15年2月●日、競売によりIの物件（川崎市麻生区宅地237.47平方メートル外3筆）を取得し、同年3月●日、同年2月28日競売による売却を原因とする所有権移転登記を受けた（甲5）。

(イ) 原告は、平成15年4月1日付けで、川崎市長に対し、Iの物件上に、鉄筋コンクリート造の低層大規模集合住宅（敷地面積998.37平方メートル）を建築することを内容とする開発行為事前審査を申請した（甲5の9）。

(ウ) 原告は、平成15年8月●日、同市長から、Iの物件について開発行為許可を受けた（甲5の12）。

(エ) 原告は、平成15年9月●日、同市建築主事から、Iの物件上に建築する建物について、建築確認を受けた（甲5の13）。

(オ) 原告は、平成16年4月22日、Kに対し、Iの物件上に建築する建物の設計料として500万円を支払った（甲5の14）。

(カ) 原告は、平成16年9月22日、工事予定年月日の変更を内容とする開発行為変更届

をした（甲５の１２）。

（キ） 原告は、平成１７年７月１５日付けで、訴外の会社に対し、Ｉの物件を売却した（甲５の１５・２０）。

イ 原告は、Ｉの物件の開発に係る許認可の取得や建物の設計をＫに依頼したが、同社がＢに対し、その一部を依頼したことから、原告は、予定されていた報酬総額１０００万円のうち５００万円をＢに対し支払うことを約した旨を主張する。

ウ そして、甲３及び弁論の全趣旨によれば、平成１７年８月１０日付けのＢ名義で、ＢがＩの費用として５２５万円を領収した旨の領収証が作成されたことが認められる。そして、甲３、１３及び弁論の全趣旨によれば、上記領収証のＢ名下の押印はＢの印鑑によるものであることは認められるが（乙３３のうち、これに反する部分は採用できない。）、前記(1)エで検討したところによれば、同領収証から、Ｂに対しＩの費用が支払われたと直ちに認めることはできない。

エ(ア) また、Ｋの代表者である丙の陳述書である甲５の１６・１７及び証人丙の供述には、Ｋは、平成１５年４月ころ、原告から、Ｉの物件について開発行為許可を受けるための意匠設計、設備設計、構造計算及び構造設計を報酬１０００万円で依頼されたが、Ｂとの間で、Ｋが意匠設計及び設備設計を、Ｂが構造計算及び構造設計を担当し、報酬額もそれぞれ５００万円とする旨合意し、平成１６年４月２２日、設計料５００万円の支払を受け、残額５００万円は、原告から直接Ｂに支払うよう原告に要請にしたとする部分があり、甲２４にはこれに沿う部分がある。さらに、証人丙及び原告代表者の供述には、Ｉの費用が、丁のＢに対する債権を消滅させる方法で支払われたとする部分がある。そして、甲３及び弁論の全趣旨によれば、平成１７年８月１０日付けのＢ名義で、ＢがＩの費用として５２５万円を領収した旨の領収証が作成されたことが認められる。

（イ） しかしながら、Ｋと原告との間で契約書又は見積書は作成されていないこと（証人丙、原告代表者）、Ｋに対する支払額とＢの領収証に記載された金額が異なること、甲３の摘要欄には領収された金員が礼金である旨の記載があり、上記(ア)の証拠部分と一致しないこと、原告代表者は、Ｉの費用５２５万円のうち２５万円はＢの業務の対価でない旨を供述していること等からすると、そもそも、原告がＫに依頼した時点で、代金額を１０００万円とする旨の確定的な合意があったかどうか明らかでない。

（ウ） また、証人丙の供述には、Ｂが作成したとされる図面も、ＫがＣＡＤ化の作業を行ったとする部分があり、これによれば、ＫとＢとの間で、上記(ア)のような作業の分担及び報酬の分配に関する合意があったと認め難い。

（エ） かえって、甲５によれば、上記仕事の成果物には、作成者としてＫのみの記載があり、Ｂの記載はなく、Ｂが上記構造計算及び構造設計を行ったことを裏付ける客観的な証拠もない。また、甲５の１６・１７及び証人丙の供述によれば、ＫがＢに先立ち、平成１６年４月２２日に報酬５００万円を現金で受領し、残額は、原告が直接Ｂに支払うこととなったというのであるが、これを前提とすると、ＫはＢ作成の図面を基にほかの図面を作成することになっており（甲５の１７）、業務が完了していなかったというべきであるにもかかわらず、Ｋが報酬全額について満足を受け、他方で、Ｂが報酬全額について支払のリスクを負担することになるので、Ｂがこのような支払方法に同意するとは考え難い。この点について、証人丙は、上記のような支払方法は、Ｋを介するのが厄介であるためであった

旨の説明をするが、このような説明に合理性があるとはいえず、説得的でない。このような事実からすると、原告、K及びBの間で、Bに支払われる報酬について、確定的な合意があったと認め難い。そして、原告主張の支払方法に関する前記検討を考慮すると、Kに対する報酬の支払がされた後、原告がBに対し、現実に報酬を支払ったとも認め難い。

オ 以上のとおり、上記エ(ア)の各証拠と相いれない事情があることからすると、同証拠によっても、原告、K及びBの間で報酬に関する合意があり、それが支払われたことによって、Iの費用が発生したと認めることはできない。そして、それにもかかわらず、Iの費用が原告の売上原価として計上されたことは、取引の全部又は一部を隠ぺいし又は偽装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由がある場合に当たるといふべきである。Iの費用に関する被告の主張は理由があり、原告の主張は採用できない。

(3) 以上によれば、争点1に関する被告の主張は理由があり、原告の主張は採用できない。

2 争点2（平成17年8月期に関する法人税再更正処分等の原因となったその余の事実の有無）について検討する。

(1) Cに対する別表2-1③ないし⑤の支払について

ア 被告は、原告が計上したCに対するIの物件の近隣対策費及び調査費500万円及び1000万円（別表2-1③及び④）が架空損金である旨を主張する。

乙21の1・2によれば、Cが平成15年10月3日及び同月31日付けで、上記費用について、原告あての領収証を作成したことが認められる。また、原告は、丁がC又はCW支店を通称として、Iの物件の近隣対策等に当たった旨主張し、甲5の21、24及び原告代表者の供述にはこれに沿う部分がある。さらに、甲5の10・17によれば、Iの物件の開発行為に反対した近隣住民がいたことが認められる。

しかしながら、契約書等、原告のCに対する業務委託の存在及び内容を明らかにする客観的な証拠はない。

また、原告は、原告の上記費用は、丁又はCに対する債権と精算処理していた旨を主張するが、その具体的な収支や残高を明らかにする確な証拠はない。

そもそも、Cは丁とは別の人格を有する法人（会社）であるところ、基礎となる事実のとおり、CのW支店は平成4年9月30日に廃止され、Cは平成14年12月●日解散したのであるから、仮に上記費用が丁に対して支払われたものであったとしても、それをCに対するものとして計上すべき合理的な理由はない。

このような事情に照らすと、上記証拠によっても、Cが上記業務に関与していたと認めることは困難であり、仮に関与していたとしても、それが報酬支払の合意に基づくものであり、その支払が行われていたと認めることはできない。

イ 被告は、原告がOの物件の売上原価として計上したCに対する支払500万円（別表2-1⑤）が架空損金である旨を主張する。

そして、これについて領収証が作成された形跡はうかがわれず、ほかに上記支払がなされたことを裏付ける資料もない。原告は、領収証はたまたま丁が紛失したにすぎない旨を主張するが、このような主張を根拠付ける証拠はない。

このことと、上記アで検討したところによれば、Cに対する上記支払がされたと認めることはできない。したがって、この点に関する被告の主張は理由がある。

(2) Dに対する別表2-1⑥及び同⑨の支払について

ア 被告は、原告がDに対するUの物件の土地売買手数料として計上した1890万円（別表2-1⑥）が架空損金である旨を主張する。

甲4の38及び乙23によれば、Dが平成17年4月27日付けで、Uの物件の売買手数料1890万円について、原告あての領収証を作成したことが認められる。

しかしながら、Uの物件に関しDと原告との間で何らかの契約が締結されていたこと及びその性質を示す的確な証拠はなく、上記支払の実態を明らかにする資料も見あたらない。

このことに加え、乙23によれば、Dの営業部長であった者が、同社は上記領収証に係る取引をしていないこと及び丁が原告に対し領収証をたくさん切っていた旨を供述していることが認められることを併せ考慮すると、上記金員がUの物件に係る売上原価であったと認めることはできない。

イ 被告は、原告がDに対するLビルの売買手数料として計上した1億0500万円（別表2-1⑨）が架空損金である旨を主張する。

乙23によれば、Dは、平成17年4月1日付けで、Lビル売買仲介料について、原告あての1億0500万円の領収証を作成したことが認められる。また、甲15には、Dの代表者が、同社の実質的な経営者の丁に指示されて、原告代表者から1億0500万円を現金で受領し、後日、領収証を原告に手交したとする記述がある。

しかしながら、DがLビルの売買に関与したことを示す的確な証拠はない。かえって、乙23によれば、Dの営業部長であった者が、同社が上記領収証に係る取引を行っていない旨供述していることが認められる。このような反対証拠があることからすると、上記証拠から直ちにDがLビルの売買に関与したと認めることはできない。

また、甲15によっても、Dの代表者は、授受されたとされる金員を実際に確認したわけではない。かえって、前記のとおり、原告代表者は、同人が丁に対し多額の債権を有しており、それを丁の原告に対する債権と精算処理していた旨を供述するところ、上記の金員だけがこのような方法でなく、現金で支払われた合理的な理由は明らかでない。そして、いかなる金額につき現金支払が行われ、いかなる金額につき上記債権による精算処理が行われたのかについては、何ら明らかにされていない。このように上記証拠の信用性に疑問が残ることからすると、上記証拠によっても、原告からDに対し、上記金員の支払がされたと認めることはできない。

これに加え、上記アで検討したところによれば、上記領収証に係る金員がDに対し支払われたと認めることはできず、また、原告とDとの間で金員の授受があったとしても、その性質が原告の売上原価に計上されるべき費用であったと認めることはできない。したがって、この点に関する被告の主張は理由がある。

(3) Eに対する別表2-1⑦の支払について

被告は、原告がEに対するUの物件の売上原価として計上した825万6000円が架空損金である旨を主張する。

そこで検討するに、Uの物件の事業収支を記載した甲4の38には、Uの物件の売上原価として、Eに対する測量・分合筆・地積更正登記費用825万6000円が計上されたことが認められる。

しかしながら、これらの費用に係る契約書、領収証等が作成されたと認めるに足りる的確な

証拠はない。この点に関し、戊の陳述書である甲１６には、戊が原告から代金を分割で支払を受けた旨の記述があるが、戊からの聴取書である乙２８には、戊は原告から分割払にする旨言われたが結局支払われず、かえって下請業者に対し支払をするために借金ができたことから、原告との取引を断ち切るため転居した旨の記述があり、この記述は具体性に富み、信用性が高い。これに対し、甲１６の上記記述は、分割方法も受領額も分からないとするものであり、具体性を欠き、必ずしも信用性があるとはいえない。したがって、上記甲４の３８の記載から直ちにＥに対する上記測量・分合筆・地積更正登記費用８２５万６０００円が発生したとまで認めることはできない。

なお、原告は、Ｅが戊の屋号である旨主張するところ、これは、Ｅあての支払が戊個人に対するものに含まれるという趣旨であるとも考え得る。そして、甲４の３８、１６及び乙２７の１には上記主張に沿う部分がある。しかしながら、Ｅは戊と別の人格を有する法人（会社）であり、自然人である戊が会社の商号を屋号とすることは、会社法７条により許されない。また、Ｕの物件の事業収支を記載した甲４の３８では、Ｅと戊が併記されている。これらの事実からすると、戊がＥを屋号として営業していると認めることはできない。

以上の検討によれば、Ｅに対するＵの物件の売上原価として計上された８２５万６０００円が現実に支出されたものとまで認めることはできない。したがって、この点に関する被告の主張は理由がある。

(4) 戊に対する別表２－１⑧の支払について

被告は、原告が戊に対するＵの物件の測量合分筆、地積更正、境界確定業務の代金として計上した８６１万円が架空損金である旨を主張する。

そこで検討するに、乙２７の１によれば、戊が、平成１７年５月２０日付けで、上記代金について、原告あての領収証を作成したことが認められる。

しかしながら、Ｅの代表者であった戊からの聴取書である乙２８には、戊は、原告代表者又はその子から現場名と金額を指示されて、言われるままに、Ｅ又は戊個人名で領収証を作成していたが、それに相当する金員を受け取ったことはなかった旨の記述があり、これに反する甲１６の記述は、具体性を欠いており、これを覆すに足りない。このことに照らすと、戊による領収証作成の実態は、上記供述のとおりと認められ、上記乙２７の１についても、戊が、金員を受け取っていなかったにもかかわらず作成された可能性が否定できないので、直ちに原告から戊に対し同金員の支払があったと認めることはできず、ほかにこれを認めるに足りる証拠はない。したがって、この点に関する被告の主張は理由がある。

(5) 以上によれば、争点２に関する被告の主張は理由がある。

3 争点３（平成１８年８月期に関する法人税再更正処分等の原因となった事実の有無）について検討する。

(1) Bに対する別表２－２①ないし④の支払について

ア 被告は、原告が計上したBに対するPの物件に関する業務委託料４３５５万円（別表２－２①）、建物意匠設計販売に関するアドバイス料１６７０万８６５０円（別表２－２③）、設計料及び設計監理料２９０１万３６００円（別表２－２④）並びにQの物件業務委託料５２１１万円（別表２－２②）が架空損金である旨を主張する。

イ 乙１１によれば、Bと原告との間で、平成１３年７月１日付けで、Pの物件について、物件、市場等の調査、分析及びこれに基づく助言、行政対策のすべての業務、近隣対策の業務、

施工業者の選択及び調査、販売業者の選択及び調査等に関する業務委託契約書が作成されたこと、原告あてに、B名義で、平成18年6月27日付けでPの業務委託報酬料の領収証が、同年10月1月付けで上記意匠設計販売に関するアドバイス料の領収証が、同年11月4日付けで上記設計及び設計監理料の領収証がそれぞれ作成されたことが認められる。

また、乙11によれば、Bと原告との間で、平成18年3月15日付けで、Qの物件に関する業務委託契約書が作成され、平成18年7月31日付けで、B名義で、原告あてに、Qの物件に係る業務委託料の領収証が作成されたことが認められる。

ウ しかしながら、原告は、Bに対する上記支払はいずれも丁のBに対する債権を消滅させることで支払に代えることとした旨を主張するところ、争点1について検討したとおり、この主張は採用できない。そもそも、前記のとおり、Bについては、平成18年6月●日、破産手続開始決定がされており、Bの原告に対する債権が存在すれば、これは破産財団を構成するものと考えられ（破産法34条1項）、破産者であるBはこれを処分できない（同法47条）ことにかんがみると、Bの代表者が、原告が主張するような上記精算方法に合意したと認めるべき根拠はない。

そうすると、上記イの各証拠によっても、Bの上記領収証の記載が実体を伴うものであると認めるには足りない。したがって、この点に関する被告の主張は理由がある。

(2) Cに対する別表2-2⑤ないし⑧の支払について

ア 被告は、原告が計上したCに対する業務委託契約書に基づく報酬料3827万5900円（別表2-2⑤）及び2526万1950円（別表2-2⑥）並びにQの物件の報酬料契約金1000万円（別表2-2⑦）及び報酬料残金5060万円（別表2-2⑧）が架空損金である旨を主張する。

イ 乙18、19、21の3～6及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成18年3月13日、担保不動産競売による売却によりQの物件を取得し、同月27日付けで、CW支店との間で、同物件に関し、業務委託報酬料を販売価格の20%以内とし、そのうち契約時に1000万円を支払い、残金を販売完了時に支払う旨の定めがある業務委託契約書を作成したこと、同年4月13日付けで、株式会社CW支店名義で報酬料契約金1000万円に関する原告あての領収証が作成されたこと（別紙2-2⑦）、原告が同年7月25日、Qの物件を訴外の会社売却したこと、同月28日付けで、株式会社CW支店名義で報酬料残金5060万円に関する原告あての領収証が作成されたこと（別紙2-2⑧）及び原告が上記報酬料契約金及び報酬料残金を損金として計上したことが認められる。

ウ しかしながら、前記のとおり、Cは丁とは別の人格を有する法人（会社）であるところ、基礎となる事実のとおり、CのW支店は平成4年9月30日に廃止され、Cは平成14年12月●日解散したのであるから、上記費用が同社に対するものとして計上されるべき合理的な理由はない。

また、原告は、上記費用は、丁又はCに対する債権と精算処理していた旨を主張するが、その具体的な収支や残高は明らかでない（なお、乙21の4によれば、別表2-2⑤の業務委託契約に基づく報酬料に係る領収証の金額欄には、3817万5900円と記載されていることが認められ、原告が計上した金員と齟齬する。）。

さらに、上記支払のうち、Qの物件に関するもの以外のものについては、その具体的な内容が明らかでなく、それに係る契約書、見積書等の客観的な資料もない。

エ このように、上記イの各証拠の信用性を根拠付けるに足りる証拠がないことからすると、同証拠によっても、丁に対する上記費用が実体を伴うものであったとまで認めることはできない。したがって、この点に関する被告の主張は理由がある。

(3) Fに対する別表2-2⑨ないし⑫の支払について

ア 被告は、原告が計上したFに対するRの物件の土木工事着手金1500万円（別表2-2⑨）及び同残金1520万3250円（別表2-2⑩）並びにQの物件の土木工事着手金200万円（別表2-2⑪）及び同残金325万円（別表2-2⑫）が架空損金である旨を主張する。

イ 乙25によれば、上記各支払に係る領収証が作成されたこと（その日付は、上記ア記載の順番で、平成18年1月18日、同年6月2日、同年4月3日及び同年8月4日である。）並びに原告とFの名義で、Rの物件について、平成17年9月3日付けで、着手を同月10日、工期を4か月、代金を3020万3250円（契約成立時1500万円、完成引渡時1520万3250円支払）とする旨の契約書が作成されたこと及びQの物件について、平成18年3月1日付けで、着手を同月10日、工期を1か月、代金額525万円（契約成立時200万円、完成引渡時325万円支払）とする旨の契約書が作成されたことが認められる。

ウ しかしながら、乙25によれば、Fは、上記各工事の受注及び実施の事実を否認し、上記各領収証及び契約書の作成も否認していることが認められる。このことに加え、乙25によれば上記各領収証の金額の記載は、Fが通常使用しているチェクライターと異なるものによると認められることや、上記各契約金の支払時期が約定の支払時期である契約日と一致しないことなどにかんがみると、上記イの証拠が原告とFとの間の実在する取引関係を反映するものかどうかは必ずしも明らかでないので、これらの証拠によっても、上記各契約及び支払があったと認めることはできない。したがって、この点に関する被告の主張は理由がある。

(4) Eに対する別表2-2⑬の支払について

被告は、原告が計上したEに対するPの物件の売上原価787万5000円（別表2-2⑬）が架空損金である旨を主張する。

そして、上記売上金について支払がされ、領収証が発行されたことの的確な証拠はない。このことと、前記のとおり、Eは平成8年に解散したこと等を考慮すると、上記支払が現実になされたものと認めることはできない。したがって、この点に関する被告の主張は理由がある。

(5) 戊に対する別表2-2⑭及び⑮の支払について

ア 被告は、原告が計上した戊に対するPの物件に係る道路台帳作成、地積更正、表示登記業務の代金783万3000円（別表2-2⑭）及びRの物件に係る現況図、高低測量、境界確定業務の代金972万3000円（別表2-2⑮）が架空損金である旨を主張する。

イ 乙27の2・3によれば、戊名義で、上記各支払に係る領収証が作成されたことが認められる。

ウ しかしながら、戊の供述を内容とする乙28によれば、原告代表者又はその子から現場名と金額を指示されて、言われるままに、領収証を作成していたが、それに相当する金員を受け取ったことはなかったと認められ、これを覆すに足りる証拠がないことからすると、上記乙27の2・3についても、戊が金員を受け取っていなかったにもかかわらず作成された可能性が否定できないので、これらから直ちに上記金員の支払があったと認めることはできず、ほかにこれを認めるに足りる証拠はない。したがって、この点に関する被告の主張は理由が

ある。

(6) 以上によれば、争点3に関する被告の主張は理由がある。

4 争点4（平成19年8月期に関する法人税更正処分等の原因となった事実の有無）について検討する。

(1) Bに対する別表2-3①の支払について

ア 被告は、原告が計上したBに対する横浜市南区Sの物件の委託料1492万円（別表2-3①）が架空損金である旨を主張する。

イ 乙11によれば、原告とBの名義で、平成17年1月30日付けで、上記物件に係る業務委託契約書が作成され、平成18年7月28日付けで、これに基づく委託料に係るB名義の原告に対する領収証が作成されたことが認められる。

ウ しかしながら、原告は、上記支払はいずれも丁のBに対する債権を消滅させることで支払に代えることとした旨を主張するところ、争点1について検討したとおり、この主張は採用できない。そうすると、上記イの各証拠によっても、Bの上記領収証の記載が実体を伴うものであると認めるには足りない。したがって、この点に関する被告の主張は理由がある。

(2) Cに対する別表2-3②及び③の支払について

ア 被告は、原告が計上したCに対する横浜市神奈川区Tの物件の報酬料1000万円（別表2-3②）及び同2000万円（別表2-3③）が架空損金に当たる旨を主張する。

イ 乙16によれば、平成18年4月17日付けで、原告とCW支店との間で、原告がCに対し、上記物件の宅地分譲に関する物件、市場等の調査、分析及び助言、行政対策、近隣対策、施工業者の選択及び調査、販売業者の選択及び調査その他の業務を委託し、報酬は、販売価格の15%以内とし、支払時期は工事完了の6か月後及び分譲完売の6か月後とすること等を内容とする業務委託契約書が作成されたことが認められる。

ウ しかしながら、乙17及び弁論の全趣旨によれば、上記土地について最後に開発行為が行われたのは昭和37年であり、上記業務委託契約に係る宅地分譲が行われていないことが認められる。このことに加え、前記のとおり、Cが当時事業を行っていたとは認められないことによれば、上記報酬料を売上原価として計上することには根拠がないというべきである。したがって、この点に関する被告の主張は理由がある。

(3) 原告代表者に対する別表2-3④の支払利息割引料の支払について

ア 被告は、原告が計上した原告代表者に対する支払利息割引料のうち3172万5344円（別表2-3④）が架空損金である旨を主張する。

イ 乙2、4及び弁論の全趣旨によれば、原告は、不動産仕入高を計上するに当たり、その相手勘定を原告代表者からの借入金として経理処理していたことが認められる。そして、乙4によれば、原告は、平成19年8月期において、原告代表者に対する支払利息として、6836万5004円（利率年3.5%）を計上したことが認められる。

ウ しかしながら、前記検討によれば、原告の売上高には架空損金と認められるべきものが含まれていたのであるから、原告代表者に対する支払利息のうち、同架空損金に係る部分は損金として認めることはできない。

前記検討の結果及び弁論の全趣旨に加え、以下に個別に検討するところによれば、その金額は、別表3のとおり、少なくとも3207万9713円であると認めるのが相当である。そうすると、この点に関する被告の主張は理由がある。

(ア) 乙25の別紙5及び6によれば、F名義で、平成17年10月24日付け、平成18年2月21日付け及び同年8月7日付けで、V土木工事の着手金、中間金及び残金として、別表4の上記各領収証日付欄に対応する金額欄記載の金額の各領収証が作成されたことが認められるが、乙25には、Fが当該工事を一定程度実施したが支払を受けることができなかったため途中で止めた旨のGの供述記載があり、このことと前記検討の結果によれば、上記各領収証の費用が発生したと認めることはできない。したがって、これらの金員は、架空損金であり、それに係る借入金は架空借入金であるというべきである。

(イ) 乙10、11によれば、B名義で、平成18年8月31日付けで川崎市●●の業務委託報酬料として、また、同年7月5日付けで茅ヶ崎市所在の土地の業務委託報酬料として、別表4の上記各領収証日付欄に対応する金額欄記載の金額の領収証が作成され、これらの業務委託に係る契約書も作成されていたことが認められる。しかしながら、原告主張の支払方法について、争点1に関し検討した結果によれば、上記各領収証に対応する費用が発生したと認めることはできない。したがって、これらの金員は架空損金であり、それに係る借入金は架空借入金であるというべきである。

(ウ) 弁論の全趣旨によれば、Nからの預り金は同社に対する長期貸付金・未収利息・立替金と相殺処理されるべきものであることが認められる。

(4) 以上によれば、争点4に関する被告の主張は理由がある。

5 争点5（平成20年8月期に関する法人税更正処分等の原因となった原告代表者に対する別表2-4①の支払利息割引料の支払の有無）について検討する。

被告は、原告が計上した原告代表者に対する支払利息割引料のうち3454万7546円（別表2-4①）が架空損金に当たる旨を主張する。

前記検討の結果によれば、平成19年8月期末には、別表4のとおり架空借入金が9億8707万2744円あり、これが増減したと認めるに足る証拠はないので、平成20年8月期末においても、同表のとおり、同額の架空借入金があったというべきである。乙4、5及び弁論の全趣旨によれば、原告代表者の原告に対する約定借入利息は3.5%であると認められるので、上記に対する1年分の利息は、3454万7546円となる。そうすると、争点5に対する被告の主張は理由がある。

6 争点6（平成20年1月ないし5月及び同年7月分の源泉徴収に係る所得税についての納税告知処分の原因となった事実の有無）について検討する。

被告は、原告が平成20年7月までに計上した原告代表者からの長期借入金に係る支払利息のうち、2555万4713円は、原告からの賞与に当たるとした上で、原告はこれに対する源泉所得税の徴収及び納付を怠った旨を主張する。これに対して、原告は、同借入金は実在の取引に係るものであり、それに対する利息の支払は賞与に当たらない旨を主張する。

しかしながら、前記検討の結果によれば、原告が主張する取引が実在したと認めることはできないので、被告の上記主張は理由がある。

7 上記検討によれば、原告は、実際には発生したと認められないUの費用及びIの費用を発生したものと計上していたことが認められ、これは、法人税法127条1項3号にいう取引の一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体について、その真实性を疑うに足る相当の理由がある場合に当たるといえるべきである。そして、乙8及び弁論の全趣旨によれば、本件青色申告取消処分の通知書に上記事実が記載されていることが

認められ、理由附記の点についても欠けるところがない。したがって、本件青色申告取消処分は適法であるというべきである。

また、上記検討によれば、本件各処分は別紙２のとおり、適法であるというべきである。

- ８ 以上によれば、原告の本件請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法７条、民事訴訟法６１条を適用して、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第１民事部

裁判長裁判官 佐村 浩之

裁判官 倉澤 守春

裁判官 穂苅 学

表 1 (1) 法人税の更正処分等の経緯 平成 17 年 8 月期 (単位: 円)

区分	年月日	所得金額	課税留保金	納付すべき法人税額	翌期へ繰り越す欠損金	重加算税額
確定申告	平成17年10月31日	△318,592,291	0	△4,800	466,058,293	—
更正処分等	平成22年1月4日	210,426,707	0	62,483,000	0	21,868,000
異議申立て	平成22年2月22日	△318,592,291	0	△4,800	466,058,293	0
異議決定	平成22年4月22日	棄却				
再更正処分等	平成22年4月26日	210,426,707	156,699,000	87,322,800	0	8,690,500
審査請求	平成22年5月18日	△318,592,291	0	△4,800	466,058,293	0
異議申立て	平成22年6月24日	△318,592,291	0	△4,800	466,058,293	0
みなす審査請求	平成22年7月5日	△318,592,291	0	△4,800	466,058,293	0
裁決	平成23年4月22日	棄却				

注: 上記表中「みなす審査請求」は、国税通則法 90 条 1 項及び 3 項所定の審査請求である。

表 1 (2) 法人税の更正処分等の経緯 平成 18 年 8 月期 (単位: 円)

区分	年月日	所得金額	課税留保金	納付すべき法人税額	繰越欠損金の当期控除額の減少	翌期へ繰り越す欠損金	重加算税額
確定申告	平成18年10月31日	0	0	△4,821	25,631,350	440,426,943	—
更正処分等	平成22年1月4日	331,114,600	0	98,689,300	0	0	34,541,500
異議申立て	平成22年2月22日	0	0	△4,821	25,631,350	440,426,943	0
異議決定	平成22年4月22日	棄却					
再更正処分等	平成22年4月26日	331,114,600	95,597,000	111,528,900	0	0	4,490,500
審査請求	平成22年5月18日	0	0	△4,821	25,631,350	440,426,943	0
異議申立て	平成22年6月24日	0	0	△4,821	25,631,350	440,426,943	0
みなす審査請求	平成22年7月5日	0	0	△4,821	25,631,350	440,426,943	0
裁決	平成23年4月22日	棄却					

注: 上記表中「みなす審査請求」は、国税通則法 90 条 1 項及び 3 項所定の審査請求である。

表 1 (3) 法人税の更正処分等の経緯 平成 19 年 8 月期 (単位: 円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	繰越欠損金の当期控除額の減少	翌期へ繰り越す欠損金	重加算税額
確定申告	平成19年10月31日	0	△7,253	137,228,905	303,198,038	—
更正処分等	平成22年1月4日	14,031,243	3,562,000	0	0	1,246,000
異議申立て	平成22年2月22日	0	△7,253	137,228,905	303,198,038	0
異議決定	平成22年4月22日	棄却				
審査請求	平成22年5月18日	0	△7,253	137,228,905	303,198,038	0
裁決	平成23年4月22日	棄却				

表 1 (4) 法人税の更正処分等の経緯 平成 20 年 8 月期 (単位: 円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	繰越欠損金の当期控除額の減少	翌期へ繰り越す欠損金	過少申告加算税	重加算税額
確定申告	平成20年10月31日	0	△16,922	39,207,304	263,990,734	—	—
更正処分等	平成22年1月4日	75,583,950	22,017,900	0	0	40,000	7,570,500
異議申立て	平成22年2月22日	0	△16,922	39,207,304	263,990,734	0	0
異議決定	平成22年4月22日	棄却					
審査請求	平成22年5月18日	0	△16,922	39,207,304	263,990,734	0	0
審査請求一部取下げ	平成22年12月28日	0	△16,922	39,207,304	263,990,734	40,000	0
裁決	平成23年4月22日	棄却					

表 2 (1) 消費税等の更正処分等の経緯 平成 17 年 8 月課税期間 (単位: 円)

	年月日	課税標準額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	納付すべき 地方消費税額	重加算税
確定申告	平成17年10月31日	479,640,000	14,699,012	4,372,300	1,093,000	—
更正処分等	平成22年1月4日	479,640,000	11,843,776	7,227,500	1,806,800	1,246,000
異議申立て	平成22年2月22日	479,640,000	14,699,012	4,372,300	1,093,000	0
異議決定	平成22年4月22日	棄却				
審査請求	平成22年5月18日	479,640,000	14,699,012	4,372,300	1,093,000	1,246,000
審査請求	平成22年5月22日	479,640,000	14,699,012	4,372,300	1,093,000	0
裁決	平成23年4月22日	棄却				

表 2 (2) 消費税等の更正処分等の経緯 平成 18 年 8 月課税期間 (単位: 円)

	年月日	課税標準額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	納付すべき 地方消費税額	過少申告 加算税	重加算税
確定申告	平成18年10月31日	363,097,000	11,869,863	2,654,000	663,500	—	—
更正処分等	平成22年1月4日	363,097,000	8,671,654	5,852,200	1,463,000	87,000	1,092,000
異議申立て	平成22年2月22日	363,097,000	11,869,863	2,654,000	663,500	0	0
異議決定	平成22年4月22日	棄却					
審査請求	平成22年5月18日	363,097,000	11,869,863	2,654,000	663,500	87,000	1,092,000
審査請求	平成22年5月22日	363,097,000	11,869,863	2,654,000	663,500	0	0
審査請求 一部取下げ	平成22年12月28日	363,097,000	11,869,863	2,654,000	663,500	87,000	0
裁決	平成23年4月22日	棄却					

表 3 (1) 源泉所得税の各納税告知処分等の経緯 (単位: 円)

年月分	区分	年月日	納付すべき 源泉所得税	不納付加算税 の額	備考
平成20年 1月分ないし 同年5月分 及び 同年7月分	各納税告知処分等	平成22年1月4日	9,576,130	954,000	内訳は表3(2)の とおり
	異議申立て	平成22年2月22日	0	0	—
	異議決定	平成22年4月22日	棄却		—
	審査請求	平成22年5月18日	0	0	—
	裁決	平成23年4月22日	棄却		—

表 3 (2) 源泉所得税の各納税告知処分等の内訳 (単位: 円)

年月分 \ 区分	所得の種類	納付すべき 源泉所得税額	不納付加算 税の額
平成20年1月	給与	693,059	69,000
平成20年2月	給与	1,197,000	119,000
平成20年3月	給与	1,538,240	153,000
平成20年4月	給与	1,939,900	193,000
平成20年5月	給与	2,660,000	266,000
平成20年7月	給与	1,547,931	154,000
合計		9,576,130	954,000

第 1 本件法人税各更正処分及び本件各消費税等更正処分の根拠及び適法性について

1 本件各事業年度の法人税の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度の所得金額及び納付すべき法人税額は、次のとおりである（別表 1－1 ないし 1－4 参照）。

(1) 平成 17 年 8 月期

ア 所得金額（別表 1－1 順号⑦） 2 億 1 0 4 2 万 6 7 0 7 円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計金額から(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 申告所得金額（別表 1－1 順号①） △ 3 億 1 8 5 9 万 2 2 9 1 円

上記金額は、原告が戸塚税務署長に対して平成 17 年 10 月 31 日に提出した平成 17 年 8 月期の法人税の確定申告書（以下「平成 17 年 8 月期確定申告書」という。）に記載された所得金額と同額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額（別表 1－1 順号⑤） 6 億 7 6 4 8 万 5 0 0 0 円

上記金額は、次の a ないし c の各金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入されない売上原価（別表 1－1 順号②） 7 9 3 9 万 1 0 0 0 円

上記金額は、後記第 7 の 2 のとおり、原告が、B 等名義の虚偽の領収証を利用するなどして設計料等を支払ったかのように装い、架空の不動産仕入高を計上したもののうち、平成 17 年 8 月期の売上原価に算入した金額であり、原告の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である（別表 2－1 ①ないし⑧）。

b 損金の額に算入されない仲介料の額（別表 1－1 順号③） 1 億 0 5 0 0 万円

上記金額は、後記第 7 の 2 (3) のとおり、原告が、D 名義の虚偽の領収証を利用して仲介料を支払ったかのように装い、架空の仲介料を計上したものであり、原告の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である（別表 2－1 ⑨）。

c 損金の額に算入されない保証債務履行損の額（別表 1－1 順号④）

4 億 9 2 0 9 万 4 0 0 0 円

上記金額は、原告が訴外株式会社 N（以下「N」という。）の債務に係る保証債務を履行したことに伴って保証債務履行損を計上した際に、これと相殺すべきであった N からの預り保証金に相当する金額であり、原告の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である（別表 2－1 ⑩）。

(ウ) 繰越欠損金の当期控除額の増加額（別表 1－1 順号⑥） 1 億 4 7 4 6 万 6 0 0 2 円

上記金額は、前記(イ)により所得金額が増加したことに伴って生じた繰越欠損金の当期控除額の増加額である。

イ 翌期へ繰り越す欠損金の額（別表 1－1 順号⑧） 0 円

上記金額は、原告が平成 17 年 8 月期確定申告書別表七(一)に記載した同事業年度に繰り越された欠損金の額 1 億 4 7 4 6 万 6 0 0 2 円から、前記ア(ウ)の繰越欠損金の当期控除額の増加額 1 億 4 7 4 6 万 6 0 0 2 円を控除した金額である。

ウ 所得金額に対する法人税額（別表 1－1 順号⑨） 6 2 4 8 万 7 8 0 0 円

上記金額は、前記アの所得金額（ただし、通則法 118 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に法人税法 6 6 条（ただし、平成 18 年法律第 10 号による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の

負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減措置法」という。）１６条１項の規定を適用した後のもの。）に規定する税率を乗じて算出した金額である。

エ 課税留保金額（別表１－１順号⑩） １億５６６９万９０００円

上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）の金額を控除した金額（ただし、通則法１１８条１項の規定に基づき１０００円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

（ア） 留保金額 ２億８１９６万４１８０円

上記金額は、平成１７年８月期確定申告書別表四における留保所得（欠損）金額△３億１９１０万２８４６円に、前記ア（イ）の金額６億７６４８万５０００円を加算し、次の a 及び b の各金額の合計額７５４１万７９７４円を控除した金額である（法人税法６７条（平成１８年法律第１０号による改正前のもの。以下同じ。）３項、法人税法施行令１４０条（平成１８年政令第１２５号による改正前のもの。）。）。

a 前記ウの金額から後記カの金額を控除した金額 ６２４８万３０００円

b 前記ウの金額に２０．７パーセントの割合を乗じた金額 １２９３万４９７４円

（イ） 留保控除額 １億２５２６万４６８８円

上記金額は、法人税法６７条３項の規定に基づき算出した留保控除額である。

オ 課税留保金額に対する税額（別表１－１順号⑪） ２４８３万９８００円

上記金額は、前記エの課税留保金額に、法人税法６７条１項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

カ 法人税額から控除される所得税額等（別表１－１順号⑫） ４８００円

上記金額は、平成１７年８月期確定申告書に記載された法人税額から控除する所得税等の金額と同額である。

キ 納付すべき法人税額（別表１－１順号⑬） ８７３２万２８００円

上記金額は、前記ウ及びオの各金額の合計金額から、同カの金額を控除した金額（ただし、通則法１１９条１項の規定により１００円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

ク 既に納付の確定した法人税額（別表１－１順号⑭） △４８００円

上記金額は、平成１７年８月期確定申告書に記載された納付すべき法人税額と同額である。

ケ 差引納付すべき法人税額（別表１－１順号⑮） ８７３２万７６００円

上記金額は、前記キの金額から同クの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべきこととなる法人税額である。

(2) 平成１８年８月期

ア 所得金額（別表１－２順号⑤） ３億３１１１万４６００円

上記金額は、次の（ア）、（イ）及び（エ）の各金額の合計額から（ウ）の金額を控除した金額である。

（ア） 申告所得金額（別表１－２順号①） ０円

上記金額は、原告が戸塚税務署長に対して平成１８年１０月３１日に提出した平成１８年８月期の法人税の確定申告書（以下「平成１８年８月期確定申告書」という。）に記載された所得金額と同額である。

（イ） 所得金額に加算すべき金額（別表１－２順号②） ３億２６４０万４３５０円

上記金額は、後記第７の２のとおり、原告が、Ｂ等名義の虚偽の領収証を利用するなどし

て設計料等を支払ったかのように装い、架空の不動産仕入高を計上したもののうち、平成18年8月期の売上原価に算入した金額であり、原告の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である（別表2-2の①ないし⑮）。

(ウ) 所得金額から減算される金額の合計額（別表1-2順号③） 2092万1100円
上記金額は、戸塚税務署長が平成22年1月4日付けで行った平成17年8月期の更正処分に伴い納付することとなる事業税相当額である。

(エ) 繰越欠損金の当期控除額の減少額（別表1-2順号④） 2563万1350円
前記(1)イのとおり、平成17年8月期以降の繰越欠損金の額が0円となったため、繰越欠損金の当期控除額が2563万1350円過大となったものである。

イ 翌期へ繰り越す欠損金の額（別表1-2順号⑥） 0円
前記(1)イのとおり、平成17年8月期以降の繰越欠損金の額が0円となったため、翌期へ繰り越す欠損金はない。

ウ 所得金額に対する法人税額（別表1-2順号⑦） 9869万4200円
上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条（ただし、負担軽減措置法16条1項の規定を適用した後のもの。）に規定する税率を乗じて算出した金額である。

エ 課税留保金額（別表1-2順号⑧） 9559万7000円
上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した金額である。

(ア) 留保金額 2億1148万9684円
上記金額は、平成18年8月期確定申告書別表四における留保所得金額2512万5512円に、前記ア(イ)の金額から同(ウ)の金額を控除した金額（3億0548万3250円）を加算し、次のa及びbの各金額の合計金額（1億1911万9078円）を控除した金額である（法人税法67条3項、法人税法施行令139条の10（平成19年政令83号による改正前のもの。）。）。

a 前記ウの金額から後記カの金額を控除した金額 9868万9379円

b 上記ウの金額に20.7パーセントの割合を乗じた金額 2042万9699円

(イ) 留保控除額 1億1589万1790円
上記金額は、法人税法67条3項の規定に基づき算出した留保控除額である。

オ 課税留保金額に対する税額（別表1-2順号⑨） 1283万9550円
上記金額は、前記エの課税留保金額に、法人税法67条1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

カ 法人税額から控除される所得税額等（別表1-2順号⑩） 4821円
上記金額は、平成18年8月期確定申告書に記載された法人税額から控除する所得税等の金額と同額である。

キ 納付すべき法人税額（別表1-2順号⑪） 1億1152万8900円
上記金額は、前記ウ及びオの各金額から同カの金額を控除した金額である。

ク 既に納付の確定した法人税額（別表1-2⑫） △4821円
上記金額は、平成18年8月期確定申告書に記載された納付すべき法人税額と同額である。

ケ 差引納付すべき法人税額（別表1-2⑬） 1億1153万3700円
上記金額は、前記キの金額から同クの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべきこととなる法人税額である。

(3) 平成19年8月期

ア 所得金額（別表1－3順号⑩）

1438万5612円

上記金額は、次の(ア)、(イ)及び(エ)の各金額の合計額から(ウ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額（別表1－3順号①）

0円

上記金額は、原告が戸塚税務署長に対して平成19年10月31日に提出した平成19年8月期の法人税の確定申告書（以下「平成19年8月期確定申告書」という。）に記載された所得金額と同額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額（別表1－3順号⑤）

7979万9713円

上記金額は、次のaないしcの各金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入されない売上原価の額（別表1－3順号②）

4492万円

上記金額は、後記第7の2のとおり、原告が、B等名義の虚偽の領収証を利用するなどして設計料等を支払ったかのように装い、架空の不動産仕入高に計上したもののうち、平成19年8月期の売上原価に算入した金額であり、原告の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である（別表2－3①ないし③）。

b 損金の額に算入されない支払利息割引料の額（別表1－3順号③）

3207万9713円

原告は、架空の不動産仕入高を計上するに当たり、その相手勘定を原告代表者からの借入金（以下「架空借入金」という。）として経理処理し、当該架空借入金に対する支払利息を計上しているところ、上記金額は、原告が平成19年8月期に計上した原告代表者からの借入金（以下、原告が原告代表者からの借入金として計上しているものをまとめて「代表者借入金」という。）に係る支払利息のうち、上記架空借入金に対する支払利息の金額であり、次の(a)の金額から(b)の金額を控除した金額である（別表3⑤欄）。

(a) 原告計上額

6836万5004円

上記金額は、原告が代表者借入金に係る支払利息として平成19年8月期に計上した金額である（別表3②欄）。

(b) 架空借入金以外の借入金に係る支払利息

3628万5291円

上記金額は、原告が総勘定元帳に記載した平成19年8月期の各月における代表者借入金残高のうち架空借入金以外の借入金残高に、原告が平成19年8月期確定申告書付表⑩に記載した当該借入金の年利（3.5パーセント）を乗じ事業年度の月数（12か月）で除したものの合計金額である（別表3④欄）。

c 損金の額に算入されない業務主宰役員給与の額（別表1－3順号④）

280万円

上記金額は、原告が、法人税法35条（ただし、平成22年法律6号による改正（削除）前のもの。以下同じ。）1項所定の業務主宰役員である原告代表者に支給した給与の額2200万円のうち、同条及び法人税法施行令72条の2（ただし、平成22年政令51号による改正前のもの。以下同じ。）の各規定に基づき算出される損金の額に算入されない金額である。

(ウ) 所得金額から減算される金額の合計額（別表1－3順号⑧）

2億0264万3006円

上記金額は、次のa及びbの各金額を合計した金額である。

- a 損金の額に算入される債務免除損の額（別表１－３順号⑥） １億６９５５万６６０６円
上記金額は、Nの清算結了により、回収不能が確定した同社に対する長期貸付金の額１億６４４６万６８０３円、未収利息の額４９８万９８０３円及び立替金の額１０万円の合計額であり、平成１９年８月期において損金の額に算入される金額である。
- b 損金の額に算入される事業税認定損の額（別表１－３順号⑦） ３３０８万６４００円
上記金額は、戸塚税務署長が平成２２年１月４日付けで行った平成１８年８月期の更正処分に伴い納付することとなる事業税相当額である。
- (エ) 繰越欠損金の当期控除額の減少額（別表１－３順号⑨） １億３７２２万８９０５円
前記(1)イのとおり、平成１７年８月期以降の繰越欠損金の額が０円となったため、平成１９年８月期において控除される繰越欠損金の額が１億３７２２万８９０５円減少する。
- イ 翌期へ繰り越す欠損金の額（別表１－３順号⑩） ０円
前記(1)イのとおり、平成１７年８月期以降の繰越欠損金が０円となったため、翌期へ繰り越す欠損金はない。
- ウ 所得金額に対する法人税額（別表１－３順号⑫） ３６７万５５００円
上記金額は、前記アの所得金額に、法人税法６６条（平成２０年法律２３号による改正前のもの、以下同じ。）に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- エ 法人税額から控除される所得税額等（別表１－３順号⑬） ７２５３円
上記金額は、平成１９年８月期確定申告書に記載された法人税額から控除する所得税等の金額と同額である。
- オ 納付すべき法人税額（別表１－３順号⑭） ３６６万８２００円
上記金額は、前記ウの各金額から同エの金額を控除した金額である。
- カ 既に納付の確定した法人税額（別表１－３順号⑮） △７２５３円
上記金額は、平成１９年８月期確定申告書に記載された納付すべき法人税額と同額である。
- キ 差引納付すべき法人税額（別表１－３順号⑯） ３６７万５４００円
上記金額は、前記オの金額から同カの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべきこととなる法人税額である。
- (4) 平成２０年８月期
- ア 所得金額（別表１－４順号⑦） ７５５８万３９５０円
上記金額は、次の(ア)、(イ)及び(エ)の各金額の合計額から(ウ)の金額を控除した金額である。
- (ア) 申告所得金額（別表１－４順号①） ０円
上記金額は、原告が戸塚税務署長に対して平成２０年１０月３１日に提出した平成２０年８月期の法人税の確定申告書（以下「平成２０年８月期確定申告書」という。）に記載された所得金額と同額である。
- (イ) 所得金額に加算すべき金額（別表１－４順号④） ３７４４万７５４６円
上記金額は、次のa及びbの各金額を合計した金額である。
- a 損金の額に算入されない支払利息割引料の額（別表１－４順号②） ３４５４万７５４６円
上記金額は、原告が、代表者借入金に係る支払利息として平成２０年８月期の損金の額に算入した金額７７６９万２３５６円のうち、架空借入金９億８７０７万２７４４円（別

表4参照)に係る部分であり、同金額に年利3.5パーセントの利率を乗じて計算した金額である。

b 損金の額に算入されない業務主宰役員給与の額(別表1-4順号③) 290万円

上記金額は、原告が、法人税法35条1項所定の業務主宰役員である原告代表者に支給した給与の額2400万円のうち、同条及び法人税法施行令72条の2の各規定に基づき算出される損金の額に算入されない金額である。

(ウ) 所得金額から減算される金額の合計額(別表1-4順号⑤) 107万0900円

上記金額は、戸塚税務署長が平成22年1月4日付けで行った平成19年8月期の更正処分に伴い納付することとなる事業税相当額であり、原告の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額である。

(エ) 繰越欠損金の当期控除額の減少額(別表1-4順号⑥) 3920万7304円

前記(1)イのとおり、平成17年8月期以降の繰越欠損金の額が0円となったため、平成20年8月期において控除される繰越欠損金の額が3920万7304円減少する。

イ 翌期へ繰り越す欠損金の額(別表1-4順号⑧) 0円

前記(1)イのとおり、平成17年8月期以降の繰越欠損金の額が0円となったため、翌期へ繰り越す欠損金はない。

ウ 所得金額に対する法人税額(別表1-4順号⑨) 2203万4900円

上記金額は、前記アの所得金額に、法人税法66条に規定する税率を乗じて算出した金額である。

エ 法人税額から控除される所得税額等(別表1-4順号⑩)

1万6922円

上記金額は、平成20年8月期確定申告書に記載された法人税額から控除する所得税等の金額と同額である。

オ 納付すべき法人税額(別表1-4⑪) 2201万7900円

上記金額は、前記ウの各金額から同エの金額を控除した金額である。

カ 既に納付の確定した法人税額(別表1-4⑫) △1万6922円

上記金額は、平成20年8月期確定申告書に記載された納付すべき法人税額と同額である。

キ 差引納付すべき法人税額(別表1-4⑬) 2203万4800円

上記金額は、前記オの金額から同カの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべきこととなる法人税額である。

2 本件各課税期間の消費税等の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の納付すべき消費税等の額は、次のとおりである(別表5参照)。

(1) 平成17年8月課税期間

ア 消費税

(ア) 課税標準額(別表5のA欄順号①) 4億7964万円

上記金額は、原告が戸塚税務署長に対して平成17年10月31日に提出した、平成17年8月課税期間の消費税等の確定申告書(以下「平成17年8月課税期間消費税等確定申告書」という。)の付表2「課税売上額(税抜き)」欄(①欄)に記載された金額(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同

じ。)と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別表5のA欄順号②) 1918万5600円

上記金額は、前記(ア)の金額に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表5のA欄順号⑩) 1184万3775円

原告は、平成17年8月課税期間の消費税について、消費税法30条2項及び同条6項所定の課税売上げ割合が100分の95に満たない場合に該当し、控除対象仕入税額の計算に当たっては、同条2項1号に規定する方法により計算することとなる。

上記金額は、次のaの金額とbの金額にcの割合を乗じた金額との合計額である。

a 課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額(別表5のA欄順号④)

92万4162円

上記金額は、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに係る消費税額の合計額であり、平成17年8月課税期間消費税等確定申告書(同付表2⑭欄)に記載された金額と同額である。

b 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額(別表5のA欄順号⑨) 4122万3720円

上記金額は、平成17年3月課税期間消費税等確定申告書(同付表2⑮欄)に記載された金額5200万2809円(別表5のA欄⑤)から、架空仕入れに係る消費税額677万9089円(別表5のA欄⑥)及び架空仲介料に係る消費税額400万円(別表5のA欄⑦)を控除した金額である。

c 課税売上割合 26.48866636パーセント

上記割合は、消費税法30条2項及び同条6項に規定する課税売上割合であり、原告における資産の譲渡等の対価の額(別表5のA欄⑯)に占める課税資産の譲渡等の対価の額(別表5のA欄⑮)の割合である。

(エ) 貸倒れに係る税額(別表5のA欄⑪) 11万4285円

上記金額は、消費税法39条1項に規定する貸倒れに係る消費税額であり、平成17年8月課税期間消費税等確定申告書(⑥欄)に記載された金額と同額である。

(オ) 差引税額(別表5のA欄⑫) 722万7500円

上記金額は、前記(イ)の金額から同(ウ)及び(エ)の金額を控除した金額(通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下同じ。)である。

(カ) 既に納付の確定した本税額(別表5のA欄⑬) 437万2300円

上記金額は、平成17年8月課税期間消費税等確定申告書に記載された差引税額と同額である。

(キ) 差引納付すべき消費税額(別表5のA欄⑭) 285万5200円

上記金額は、前記(オ)の金額から同(カ)の金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべきこととなる消費税額である。

イ 地方消費税

(ア) 課税標準となる消費税額(別表5のA欄⑰) 722万7500円

上記金額は、前記ア(オ)の金額と同額である(地方税法72条の77第2号、72条の82、以下同じ。)

- (イ) 納付すべき地方消費税額（別表５のＡ欄⑱） １８０万６８００円
 上記金額は、地方税法７２条の８３に基づき、前記（ア）の金額に税率１００分の２５を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 既に納付の確定した地方消費税額（別表５のＡ欄⑲） １０９万３０００円
 上記金額は、平成１７年８月課税期間消費税等確定申告書に記載された地方消費税の納税額と同額である。
- (エ) 差引納付すべき地方消費税額（別表５のＡ欄⑳） ７１万３８００円
 上記金額は、前記（イ）の金額から同（ウ）の金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべきこととなる地方消費税額である。
- ウ 納付すべき消費税等の合計額（別表５のＡ欄㉑） ３５６万９０００円
 上記金額は、前記ア（キ）及び同イ（エ）の各金額の合計額であり、原告が新たに納付すべきこととなる消費税額と地方消費税額の合計額である。
- (2) 平成１８年８月課税期間
- ア 消費税額
- (ア) 課税標準額（別表５のＢ欄①） ３億６３０９万７０００円
 上記金額は、原告が戸塚税務署長に対して平成１８年１０月３１日に提出した、平成１８年８月課税期間の消費税等の確定申告書（以下「平成１８年８月課税期間消費税等確定申告書」という。）の付表２「課税売上額（税抜き）」欄（①欄）に記載された金額と同額である。
- (イ) 課税標準額に対する消費税額（別表５のＢ欄②） １４５２万３８８０円
 上記金額は、前記（ア）の金額に消費税法２９条に規定する１００分の４の税率を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額（別表５のＢ欄⑩） ８６７万１６５３円
 原告は、平成１８年８月課税期間の消費税について、消費税法３０条２項及び同条６項所定の課税売上げ割合が１００分の９５に満たない場合に該当し、控除対象仕入税額の計算に当たっては、同条２項１号に規定する方法により計算することとなる。
 上記金額は、次のａの金額とｂの金額にｃの割合を乗じた金額との合計額である。
- ａ 課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額（別表５のＢ欄④） ６３万２１２２円
 上記金額は、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに係る消費税額の合計額であり、平成１８年８月課税期間消費税等確定申告書（同付表２⑭欄）に記載された金額である。
- ｂ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額（別表５のＢ欄⑨） ４２３２万２９４０円
 上記金額は、平成１８年８月期課税期間消費税等確定申告書（同付表２⑮欄）に記載された課税売上げと非課税売上げに共通して要した課税仕入れに係る消費税額５９１５万９４４９円（別表５のＢ欄⑤）から、架空不動産仕入高に係る消費税額１３１６万０１２３円（別表５のＢ欄⑥）及び平成１７年８月課税期間において控除対象としたものを、再度平成１８年８月課税期間において控除対象としていたものに係る消費税額３６７万６３８６円（別表５のＢ欄⑧）を控除した金額である。
- ｃ 課税売上割合 １８．９９５６８３２５パーセント
 上記割合は、消費税法３０条２項及び同条６項に規定する課税売上割合であり、原告に

における資産の譲渡等の対価の額（別表５のＢ欄⑬）に占める課税資産の譲渡等の対価の額（別表５のＢ欄⑭）の割合である。

（エ） 差引税額（別表５のＢ欄⑮） ５８５万２２００円

上記金額は、前記（イ）の金額から同（ウ）の金額を控除した金額である。

（オ） 既に納付の確定した本税額（別表５のＢ欄⑯） ２６５万４０００円

上記金額は、平成１８年８月課税期間消費税等確定申告書に記載された差引税額と同額である。

（カ） 差引納付すべき消費税額（別表５のＢ欄⑰） ３１９万８２００円

上記金額は、前記（エ）の金額から同（オ）の金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべきこととなる消費税額である。

イ 地方消費税

（ア） 課税標準となる消費税額（別表５のＢ欄⑱） ５８５万２２００円

上記金額は、前記ア（エ）の金額と同額である。

（イ） 納税すべき地方消費税額（別表５のＢ欄㉑） １４６万３０００円

上記金額は、地方税法７２条の８３に基づき、前記（ア）の金額に税率１００分の２５を乗じて算出した金額である。

（ウ） 既に納付の確定した地方消費税額（別表５のＢ欄㉒） ６６万３５００円

上記金額は、平成１８年８月課税期間消費税等確定申告書に記載された地方消費税の納税額と同額である。

（エ） 差引納付すべき地方消費税額（別表５のＢ欄㉓） ７９万９５００円

上記金額は、前記（イ）の金額から同（ウ）の金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべきこととなる地方消費税額である。

ウ 納付すべき消費税等の合計額（別表５のＢ欄㉔） ３９９万７７００円

上記金額は、前記ア（カ）及び同イ（エ）の各金額の合計額であり、平成１８年８月期課税期間更正処分により原告が新たに納付すべき消費税額と地方消費税額の合計額である。

３ 本件法人税各更正処分及び本件消費税等各更正処分の適法性

（１） 本件法人税各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度の納付すべき法人税額は、前記１（１）キ、同（２）キ、同（３）オ及び同（４）オで述べたとおり、それぞれ

平成１７年８月期 ８７３２万２８００円

平成１８年８月期 １億１１５２万８９００円

平成１９年８月期 ３６６万８２００円

平成２０年８月期 ２２０１万７９００円

であるところ、本件法人税各更正処分に係る納付すべき金額は、それぞれ、

平成１７年８月期 ８７３２万２８００円

平成１８年８月期 １億１１５２万８９００円

平成１９年８月期 ３５６万２０００円

平成２０年８月期 ２２０１万７９００円

であって（別紙１表１（１）ないし１（４）参照）、平成１７年８月期、平成１８年８月期及び平成２０年８月期については、被告が本訴において主張する納付すべき金額と同額であり、平成１９年

8月期については、被告が本訴において主張する納付すべき金額を下回るから、本件法人税各更正処分はいずれも適法である。

(2) 本件消費税等各更正処分の適法性について

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間における納付すべき消費税等の額は、前記2で述べたとおり、平成17年8月期課税期間の消費税が722万7500円（前記2(1)ア(オ)）、地方消費税が180万6800円（同イ(イ)）であり、平成18年8月期課税期間の消費税が585万2200円（前記2(2)ア(エ)）、地方消費税が146万3000円（同イ(イ)）であるところ、これらの金額は、本件消費税等各更正処分の額（別紙1表2(1)及び2(2)）といずれも同額であるから、同処分はいずれも適法である。

第2 本件各納税告知処分の根拠及び適法性について

1 本件各月分の源泉所得税の根拠

原告は、平成19年8月期において、原告代表者からの長期借入金に係る支払利息6836万5004円を計上し、これを損金の額に算入して法人税の確定申告を行った。

しかしながら、上記支払利息には、前記第3の1(3)ア(イ)bのとおり架空借入金に係る支払利息が含まれており、架空借入金に係る支払利息は、借入金に対する利息の支払であるとは認められず、原告代表者に対する経済的利益の供与、すなわち、所得税法28条1項に規定する給与等と認められる。そして、かかる給与等は、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、規則的に反復又は継続して支払われたものではないことからすれば、原告から原告代表者に対する臨時的な給与であって賞与に該当する。

したがって、原告は、上記により賞与に該当すると解される部分の支払の際、所得税法186条1項1号イの規定に基づき計算した源泉所得税を徴収し、同法183条1項に基づきその徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならない。

なお、原告は、平成19年8月期末では、上記支払利息の全額を未払費用としていたが、平成19年9月3日以降、原告代表者に対し、別表6のとおり支払っており、平成19年9月から平成20年7月までの間に支払った金額の合計は6184万0004円である。このうち、2555万4713円が架空借入金に係るものであり、原告代表者に対する賞与であると認められ、これに対する源泉所得税額は、別表6「源泉所得税の額」欄記載のとおりとなる。

2 本件各納税告知処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各月分の源泉所得税額は、前記1のとおりであるところ、これらの税額は、平成20年2月分ないし同年7月分の本件各納税告知処分における源泉所得税額といずれも同額であり、平成20年1月分については、被告が本訴において主張する源泉所得税額を下回るから、同処分はいずれも適法である。

第3 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性について

1 本件における各加算税の根拠

前記第3の3及び第4の2で述べたとおり、本件法人税各更正処分、本件消費税等各更正処分及び本件各納税告知処分はいずれも適法であり、これらの処分に基づき納付すべきこととなる税額については、通則法（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）65条1項又は同法67条1項により過少申告加算税又は不納付加算税が課されることとなる。そして、本件において、同法65条4項又は同法67条1項ただし書所定の「正当な理由」は認められない。

ところで、通則法68条1項は、同法65条1項の規定に該当する場合において、「納税者がそ

の国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（括弧内省略）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する」と規定しているところ、本件においては、原告が、架空の不動産仕入高を計上してこれを原価に算入し、あるいは、所得を過少に申告することを意図して、Nに対する保証債務の履行に伴う保証債務履行損を計上するに当たり、相殺すべき債務をあえて相殺せず、求償債権の全額を損失に計上するなどして、法人税及び消費税等を過少に申告していた事実が認められ、これらについては、同法68条1項の要件を満たしている。

したがって、本件法人税各更正処分及び本件消費税等各更正処分に基づき納付すべき税額のうち、①前記第3の1(3)ア(イ)c、同(4)ア(イ)b記載の各金額（平成19年8月期及び平成20年8月期における損金の額に算入されない業務主宰役員給与の額）を損金の額に算入したこと、②前記第3の2(2)ア(ウ)b記載の平成18年8月課税期間に係る金額（課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額）を課税仕入税額としたことに基因して納付すべきこととなる税額を除く部分については、過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる。

なお、処分行政庁は、原告の平成17年8月期及び平成18年8月期の法人税について、平成22年4月26日付けで再更正処分を行っているところ（別紙1表1(1)及び1(2)参照）、これらの再更正処分は、いずれも、同年1月4日付けの各更正処分における課税留保金額に対する法人税額の計算に誤りが認められたために行われたものであり、通則法68条1項の要件を満たしているから、上記再更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額についても、過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる。

したがって、本件においては、本件法人税各更正処分及び本件消費税等各更正処分に基づき納付すべき税額の一部に対して重加算税が課され、その余の重加算税が課されない部分については過少申告加算税が課され、本件各納税告知処分に基づき納付すべき税額に対して不納付加算税が課されることとなるが、その金額は、それぞれ次のとおりである。

(1) 本件各事業年度の法人税に係る加算税額

ア 平成17年8月期分（別表1－1順号⑯） 3055万8500円

上記金額は、平成17年8月期分法人税の更正処分及び同再更正処分により原告が納付すべきこととなる税額（それぞれ6248万円及び2483万円。ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）を基礎として、これらに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額の合計額である。

イ 平成18年8月期分（別表1－2順号⑭） 3903万2000円

上記金額は、平成18年8月期分法人税の更正処分及び同再更正処分により原告が納付すべきこととなる税額（それぞれ9869万円及び1283万円）を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額の合計額である。

ウ 平成19年8月期分（別表1－3順号⑰） 124万6000円

上記金額は、平成19年8月期分法人税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額（356万円）を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

エ 平成20年8月期分（別表1－4順号⑭及び⑮） 761万0500円

上記金額は、下記(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 重加算税の額 757万0500円

上記金額は、平成20年8月期分法人税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額のうちの2163万円を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 過少申告加算税の額 4万円

上記金額は、平成20年8月期分法人税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額のうちの40万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 本件各課税期間の消費税等に係る加算税額

ア 平成17年8月課税期間分（別表5のA欄(75)） 124万6000円

上記金額は、平成17年8月課税期間の消費税等の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額（356万円）を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成18年8月課税期間分 117万9000円

上記金額は、下記(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 重加算税の額（別表5のB欄(75)） 109万2000円

上記金額は、平成18年8月課税期間の消費税等の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額のうちの312万円を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 過少申告加算税の額（別表5のB欄(76)） 8万7000円

上記金額は、平成18年8月課税期間の消費税等の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額のうちの87万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(3) 本件各月分の源泉所得税に係る不納付加算税額

本件各月分の源泉所得税に係る不納付加算税額は、本件各納税告知処分に係る納付すべき各源泉所得税額に、通則法67条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額であり、別表6の「不納付加算税の額」欄のとおりである。

2 本件各賦課決定処分の適法性

(1) 本件法人税各更正処分に係る加算税の賦課決定処分の適法性について

ア 重加算税の額

被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る重加算税の額は、前記1

(1)アないしウ及び同エ(ア)で述べたとおり、それぞれ、

平成17年8月期 3055万8500円

平成18年8月期 3903万2000円

平成19年8月期 124万6000円

平成20年8月期 757万0500円

であるところ、これらの金額は、本件法人税各更正処分に係る重加算税の賦課決定処分の額（別紙1表1(1)ないし1(4)参照）といずれも同額であるから、同処分はいずれも適法である。

イ 過少申告加算税の額

被告が本訴において主張する原告の平成20年8月期の法人税に係る過少申告加算税の額は、前記1(1)エ(イ)で述べたとおり4万円であり、この金額は、同事業年度の法人税の更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分の額(別紙1表1(4)参照)と同額であるから、同処分は適法である。

(2) 本件消費税等各更正処分に係る加算税の賦課決定処分の適法性について

ア 重加算税の額

被告が、本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、前記1(2)ア及び同イ(ア)で述べたとおり、それぞれ、

平成17年8月課税期間 124万6000円

平成18年8月課税期間 109万2000円

であるところ、これらの金額は、本件消費税等各更正処分に係る重加算税の賦課決定処分の額(別紙1表2(1)及び2(2)参照)といずれも同額であるから、同処分はいずれも適法である。

イ 過少申告加算税

被告が、本訴において主張する原告の平成18年8月課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額は、前記1(2)イ(イ)で述べたとおり、8万7000円であり、この金額は、同課税期間の消費税等の更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分の額(別紙1表2(2)参照)と同額であるから、同処分は適法である。

(3) 本件各納税告知処分に係る不納付加算税の賦課決定処分の適法性について

被告が、本訴において主張する原告の本件各月分の源泉所得税に係る不納付加算税の額は、前記1(3)で述べたとおりであるところ、これらの金額は、本件各納税告知処分に係る不納付加算税の賦課決定処分の額(別紙1表3(2)参照)といずれも同額であるから、同処分はいずれも適法である。

以上

別表 1－1 から別表 1－4 まで、別表 2－1 から別表 2－4 まで及び別表 3 から別表 6 まで 省略